

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年6月14日提出
【計算期間】	第14特定期間(自 2021年9月16日至 2022年3月15日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型） 三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、1,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアREITファンド＜Wプレミアム＞（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー	あり	日経 2 2 5	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本	ファンド	()	T O P I X	条件付運用型
大型株	年 4 回	北米	ファンド・	なし		
中小型株	年 6 回	欧州			オブ・	その他 ()
債券	(隔月)	アジア	ファンズ			
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(不動産投信))						
資産複合						
()						

三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアREITファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回 年６回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年６回 (隔月) 年１２回 (毎月) 日々 その他 ()	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	ＴＯＰＩＸ その他 ()	条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BBB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象 地域	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
--	-----	---

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

【三菱UFJ／マッコーリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム>（毎月決算型）】 （以下、<Wプレミアム>といいます。）

オーストラリアの不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）への実質的な投資に加えて、円に対する豪ドルのコール・オプションおよびオーストラリアの不動産投資信託指数のコール・オプションの売却によってオプション・プレミアム収入を獲得する、カバード・コール戦略を実質的に活用することにより、値上がり利益の獲得および配当収益の確保をめざします。

【三菱UFJ／マッコーリー オーストラリアREITファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）】 （以下、<為替ヘッジなし>といいます。）

オーストラリアの不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、値上がり利益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色

■ファンドの仕組み

<Wプレミアム>

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



<為替ヘッジなし>

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



- ❗ 各ファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
- ❗ スwitchingの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して信託財産留保額および税金がかかります。

投資対象

<Wプレミアム>、<為替ヘッジなし>ともに、オーストラリアの不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とします。

- ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限（分散投資規制）を設けており、投資対象に支配的な銘柄（寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄）が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。
- ファンドは、オーストラリアの不動産投資信託証券に実質的に投資します。オーストラリアの不動産投資信託証券には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。



不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT（リート: Real Estate Investment Trust）と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。



投資対象

<Wプレミアム>

オーストラリアの不動産投資信託証券への実質的な投資に加えて、円に対する豪ドルのコール・オプションおよびオーストラリアの不動産投資信託指数のコール・オプションの売却を実質的にを行います。これにより、為替差益ならびにオーストラリアの不動産投資信託証券市場の値上がり益の一部を放棄する代わりに、オプション・プレミアム収入を獲得する、カバード・コール戦略を実質的に活用します。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- カバード・コール戦略ではカバー率[※]を原則として、それぞれ50%程度とし、配当収益とオプション・プレミアム収入の獲得に加え、豪ドル高（円安）による為替差益とオーストラリアの不動産投資信託証券の値上がり益の享受もめざします。

※円建ての外国投資信託における純資産総額に対するオプションのポジションの割合です。

カバード・コール戦略

オーストラリアの不動産投資信託証券への投資
（不動産投資信託証券の値上がり益・為替差益の
一部を放棄）

+

50%程度

円に対する豪ドルの
コール・オプションの売却
（オプション・プレミアム収入の獲得）

+

50%程度

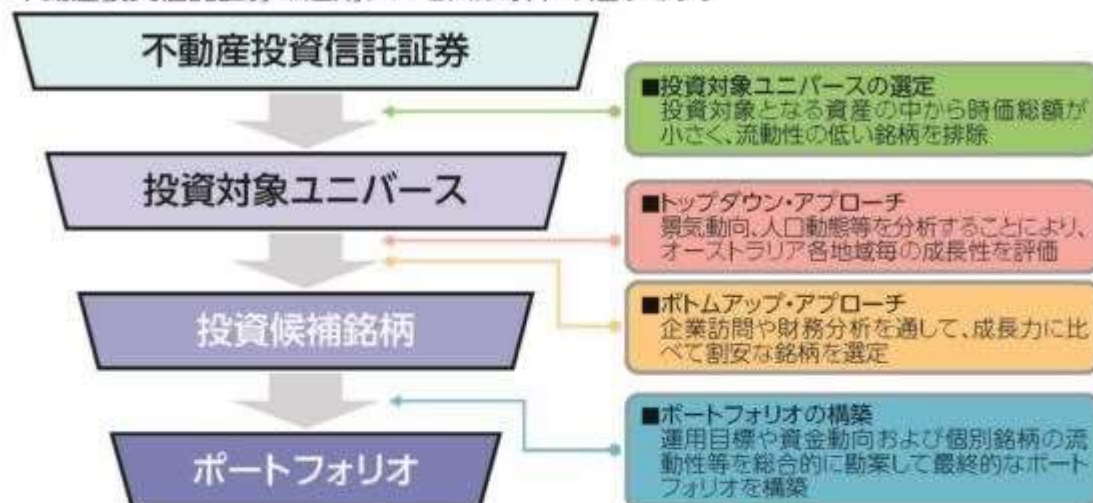
オーストラリアの不動産投資信託証券の
コール・オプションの売却
（オプション・プレミアム収入の獲得）

コール・オプションの売却に伴い、オプション・プレミアム収入を獲得する一方、権利行使に伴う損失が発生する場合があります。

運用方法
運用プロセス

<Wプレミアム>、<為替ヘッジなし>ともに、不動産投資信託証券への投資にあたっては、人口動態分析、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の割安度や保有資産・業績の分析および資本構造や経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。

- 不動産投資信託証券の運用プロセスは以下の通りです。



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

運用方法
運用プロセス

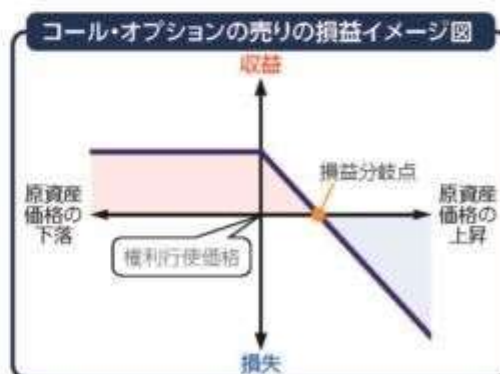
<Wプレミアム>で採用している、カバード・コール戦略について
(カバード・コール戦略は<為替ヘッジなし>では採用しておりません)

コール・オプションとは

- ・コール・オプションとは、株式や通貨などを将来の特定の期日に、合意に基づいて定められた価格（権利行使価格）で買う権利のことです。
- ・この権利を売却することで売り手は代金（オプション・プレミアム）を得ますが、同時に満期日において権利行使に応じる義務を負います。
- ・当該コール・オプションの満期日において権利の買い手が権利を行使することで、売り手にとって損失が発生する可能性があります。
- ・「取引のイメージ図（次ページ）」ケース①の例では、権利の売り手はオプション・プレミアムを獲得する一方、満期日においては買い手の権利行使により100円の価値がある豪ドルを95円で売り返さなければならないため、5円の損失が出ます。また、「同」ケース②では権利行使はなく、売り手がオプション・プレミアムを受け取るだけでその他のやり取りは発生しません。
- ・このように、取引における最終的な損益は、オプション・プレミアム収入に、権利行使に伴う損失を加味して考える必要があります。

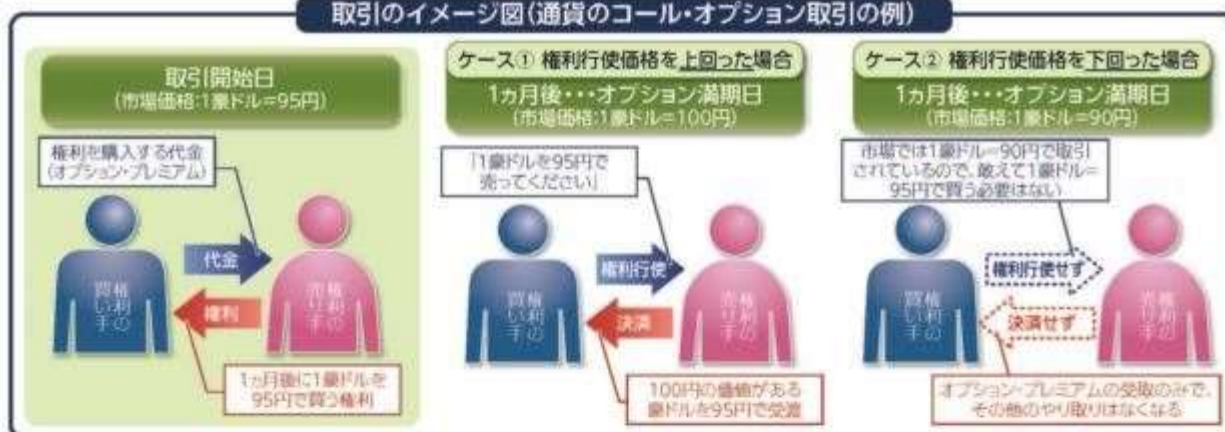
ファンドが売却したコール・オプションは時価で評価され、満期日までの当該時価の変動が基準価額に影響します。

そのため、コール・オプションの売却時点で、基準価額がオプション・プレミアム収入相当分上昇するものではありません（なお、コール・オプションの売却は円建ての外国投資信託において行います）。



！ 上記は1つの権利行使期間（原則1ヵ月）における損益イメージです。

取引のイメージ図(通貨のコール・オプション取引の例)



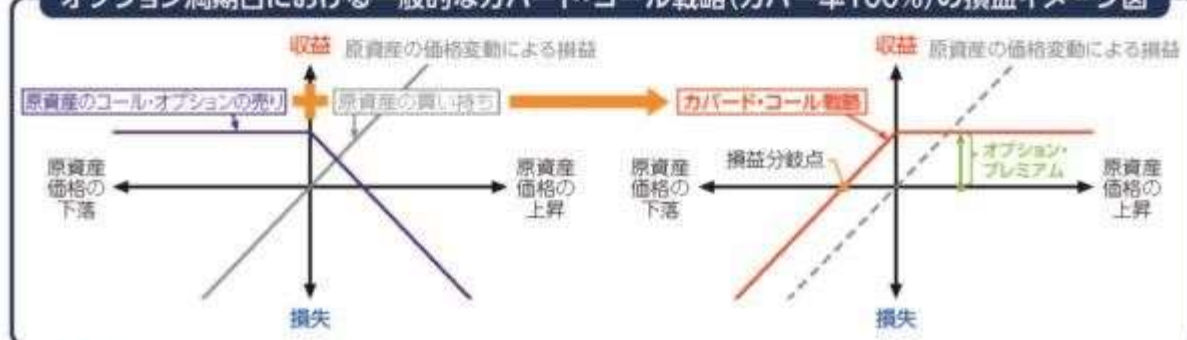
- ❗ 上記はファンドで売却するコール・オプションの性質を説明したものです。コール・オプションの全てを説明したのではなく、場合により該当しないことがあります。また、上記はイメージ図であり、実際の為替変動および投資損益を示唆するものではありません。
- ❗ ファンドでは、円に対する豪ドルのコール・オプションおよびオーストラリアの不動産投資信託指数のコール・オプションの売却を行います。
- ❗ ファンドが実際に行うコール・オプションの売却は、市場環境の変化やファンドの設定・解約状況に応じて複数の異なる権利行使価格、満期日で行うことがあります。そのため、投資者(受益者)の損益は上記イメージと異なる場合があります。
- ❗ ファンドの損益は、コール・オプション取引による損益に加えて、為替変動、不動産投資信託証券の価格変動および配当収益等の影響を受けます。

カバード・コール戦略とは

一般的なカバード・コール戦略(カバー率100%)は、特定の資産(原資産)の買いと、その原資産を一定の価格で買う権利(コール・オプション)の売却とを組み合わせる戦略です。取引を行った後に原資産の価格が上下した場合、原資産をただ保有しているだけ(単純な買い持ち)の場合と比較すると、下図のように価格上昇分の利益を放棄する代わりに、権利の売却価格(プレミアム)分の、収益の上乗せが期待できます。

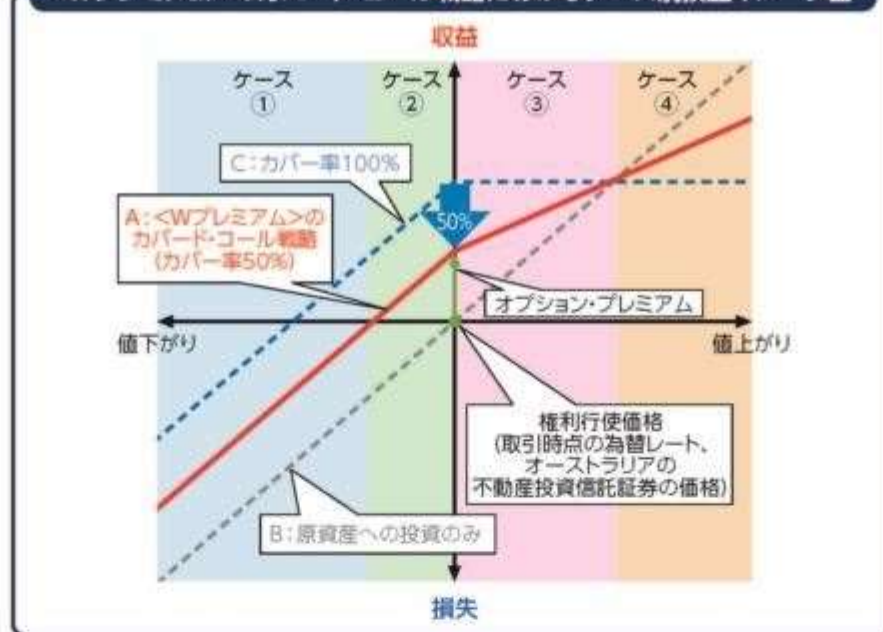
<Wプレミアム>では、オーストラリアの不動産投資信託証券への投資に加えて、①円に対する豪ドルのコール・オプションを売却する戦略(以下、「通貨カバード・コール戦略」といいます。)と、②オーストラリアの不動産投資信託指数のコール・オプションを売却する戦略(以下、「豪リート カバード・コール戦略」といいます。)の2つのカバード・コール戦略を活用し、そのカバー率は原則として、それぞれ50%程度とします。

オプション満期日における一般的なカバード・コール戦略(カバー率100%)の損益イメージ図



- ❗ 上記は1つの権利行使期間(原則1ヵ月)における損益イメージです。

<Wプレミアム>のカバード・コール戦略におけるケース別損益イメージ図



1 上記は1つの権利行使期間(原則1ヵ月)における損益イメージであり、ファンドの損益とは異なります。

1 上記イメージはファンドで投資するオーストラリアの不動産投資信託証券と「豪リート カバード・コール戦略」にて使用する不動産投資信託指数のパフォーマンス差を考慮しておりません。そのため、実際の損益とは異なる場合があります。

	A: <Wプレミアム>の カバード・コール戦略の 状況 (カバー率50%)	B: 原資産への投資 のみの場合 (カバー率0%)	C: カバー率100%の 場合	損益比較
ケース①	原資産価格が大きく値下がりしたため、プレミアム収入(50%程度)を得るも損失が発生	原資産価格が値下がりしたため、損失が発生	原資産価格が大きく値下がりしたが、プレミアム収入で損失を軽減(場合によっては収益獲得)	$B < A < C$
ケース②	原資産価格が値下がりしたが、プレミアム収入(50%程度)により収益獲得	原資産価格が値下がりしたため、損失が発生	原資産価格が値下がりしたが、プレミアム収入により収益獲得	$B < A < C$
ケース③	プレミアム収入(50%程度)と原資産の値上がり益の50%を獲得	原資産価格が値上がりしたため、収益獲得	プレミアム収入のみ獲得	$B < A < C$
ケース④	プレミアム収入(50%程度)と原資産の値上がり益の50%を獲得	原資産価格が値上がりしたため、収益獲得	プレミアム収入のみ獲得	$C < A < B$

1 上記はファンドのカバード・コール戦略の性質を説明したものです。カバード・コール戦略の全てを説明したものではありません。場合により該当しないことがあります。また、上記はイメージ図であり、実際の為替変動、不動産投資信託証券の価格変動および投資損益を示唆するものではありません。

1 オプション取引の満期日をまたいで円に対する豪ドルの価格やオーストラリアの不動産投資信託指数の価格が大きく変動した際には、その後当初の水準程度に戻った場合でも、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

1 ファンドでは、原則として権利行使が満期日のみ可能なオプションを利用します。

1 ファンドの損益は、上記戦略による損益(「通貨カバード・コール戦略」および「豪リート カバード・コール戦略」を合算したもの)に加えて、不動産投資信託証券の配当収益等の影響を受けます。

1 ファンドが実際に行うコール・オプションの売却は、市場環境の変化やファンドの設定・解約状況に応じて複数の異なる権利行使価格、満期日で行うことがあります。そのため、投資者(受益者)の損益は上記イメージと異なる場合があります。

■円建外国投資信託の運用会社／運用の委託先

<Wプレミアム>

不動産投資信託証券等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドが行います。また、カバード・コール戦略の運用は、フレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

<為替ヘッジなし>

不動産投資信託証券等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

- マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、マッコーリー・グループの資産運用部門であるマッコーリー・アセット・マネジメントを形成する1社です。マッコーリー・グループは、1969年設立のオーストラリアのシドニーに本拠を構え、銀行業務、証券業務、投資信託業務、資産運用業務など各種金融サービスをグローバルに提供する金融グループです。
- フレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、2000年1月4日にケイマン諸島会社法に基づきケイマン諸島に設立されたフレディ・スイス・グループのグループ会社です。各トラストやファンドの資産の一任管理や受益証券の発行等を行います。

① 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

為替対応
方針

<Wプレミアム>、<為替ヘッジなし>ともに、原則として為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■主な投資制限

<Wプレミアム>

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
1発行体あたりの投資制限	1発行体あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とします。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

<為替ヘッジなし>

1発行体あたりの投資制限	1発行体あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

<Wプレミアム>、<為替ヘッジなし>ともに、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 毎月の決算時(15日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



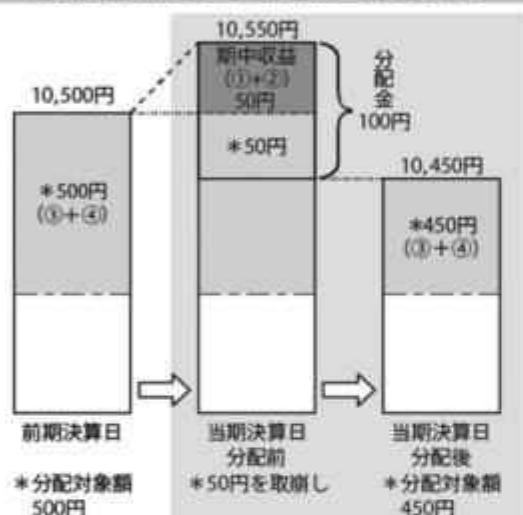
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

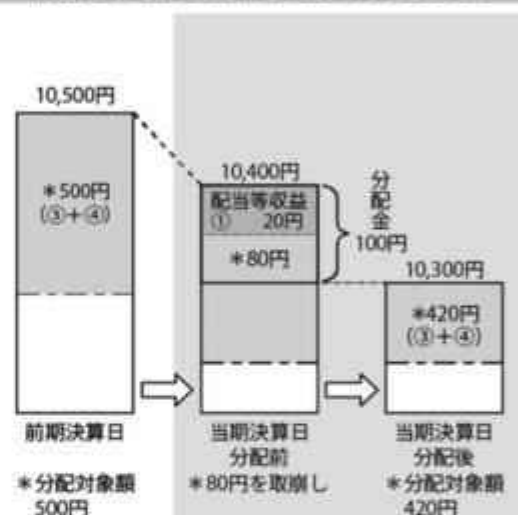
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



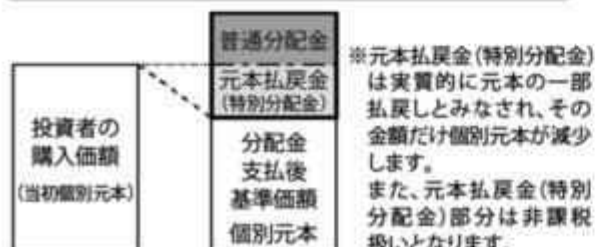
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

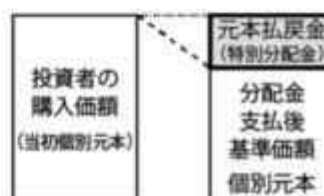
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

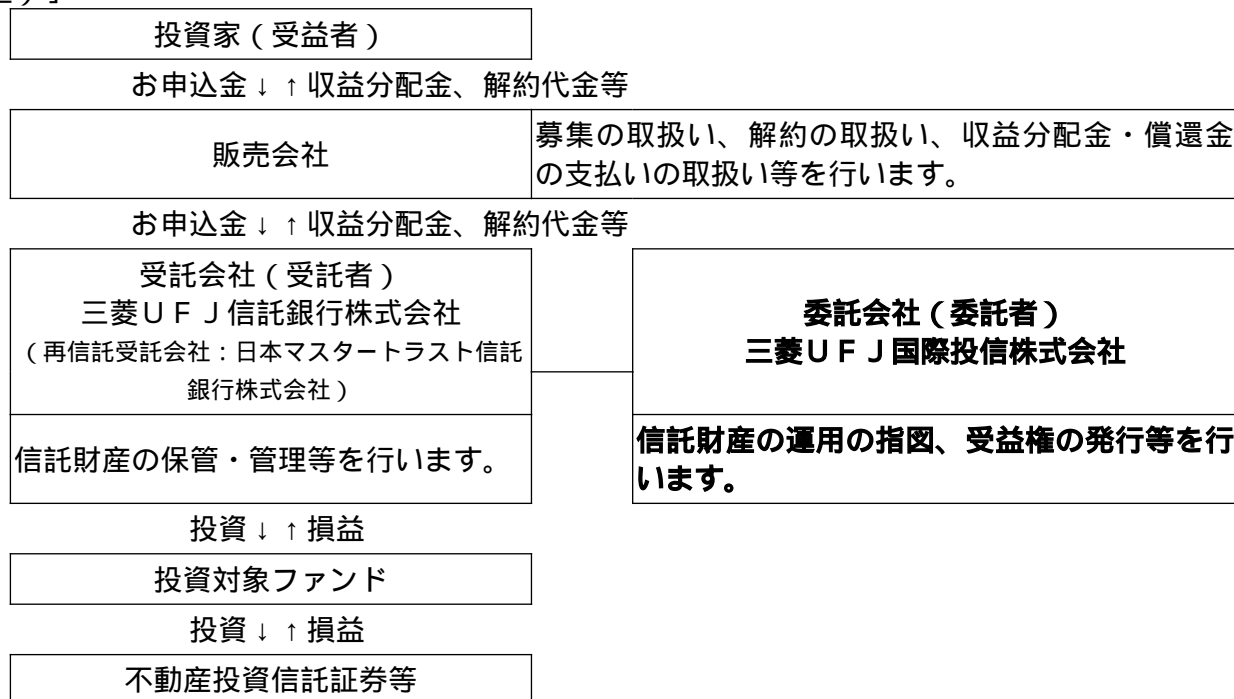
2015年3月20日
2022年3月26日

設定日、信託契約締結、運用開始

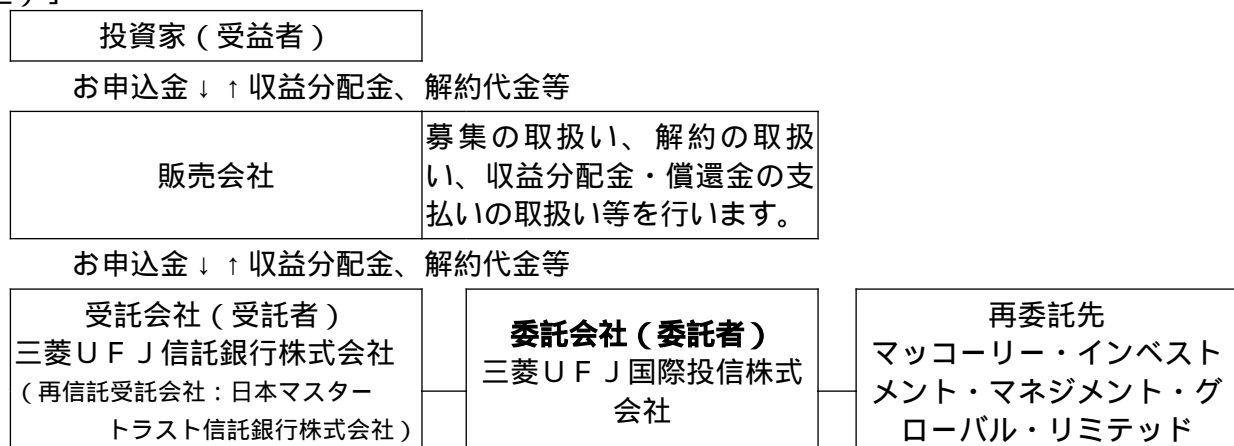
ファンドの名称を「三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」から「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」、「三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」から「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」に変更
「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」の主要投資対象であるマザーファンドの名称を「ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド」から「マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割
「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」



「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」



信託財産の保管・管理等を行います。

**信託財産の運用の指図、
受益権の発行等を行います。**

委託会社からマザーファンドの不動産投資信託証券等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

マザーファンド

投資 ↓ ↑ 損益

不動産投資信託証券

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2022年3月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

円建ての外国投資信託であるマッコーリー オーストラリア リート ファンドの投資信託証券への投資を通じて、主としてオーストラリアの不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）への実質的な投資に加えて、円に対する豪ドルのコール・オプションおよびオーストラリアの不動産投資信託指数のコール・オプションの売却によってオプション・プレミアム収入を獲得する、カバード・コール戦略を実質的に活用します。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、オーストラリアの不動産投資信託証券運用で実績を有するマッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドおよびカバード・コール戦略で実績を有するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドが運用を行う「マッコーリー オーストラリアリート ファンド」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ / マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリアの不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）に実質的な投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

「三菱ＵＦＪ / マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りまします。）
 - ａ．有価証券先物取引等
 - ｂ．スワップ取引
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするマッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
- １１．コマーシャル・ペーパー
- １２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。）で16.で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1.から23.に該当するものを除きます。）

25. 外国の者に対する権利で23.および24.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1.から5.に該当するものを除きます。）
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
8. 外国の者に対する権利で5.から7.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・ 外国為替予約取引

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」
＜投資信託証券の概要＞

マッコーリー オーストラリア リート ファンド	
形態	ケイマン籍・円建外国投資信託
投資態度	主としてオーストラリアの不動産投資信託証券に投資することにより、資産の中長期的な成長をめざします。また、原則として円に対する豪ドルのコール・オプションおよびオーストラリアの不動産投資信託指数のコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得をめざします。
主な投資対象	オーストラリアの不動産投資信託証券、ならびに円に対する豪ドルのコール・オプション取引およびオーストラリアの不動産投資信託指数のコール・オプション取引
主な投資制限	・オーストラリアの不動産投資信託証券について、同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の35%以内とします。 ・オーストラリア国債への投資比率は、取得時において純資産総額の10%以内とします。 ・対円での為替ヘッジは行いません。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.765% また、受託会社に対し固定報酬として年額10,000米ドルがかかります。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
副投資運用会社	マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド
設定日	2015年3月20日
決算日	毎年9月30日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

「マッコーリー」の商標は、マッコーリー・グループ・リミテッドからのライセンスに基づき利用しています。
Macquarie Bank Limited(以下「MBL」といいます)を除き、当資料に言及しているマッコーリー並びにマッコーリー関連会社は、何れも1959年銀行法(オーストラリア連邦)上の預金受入機関として認可されておらず、これらの法人の負債にはMBLの預金その他の負債は含まれません。別段の記載がない限りMBLは上述の法人の何れに対しても、その負債に関する保証またはそれ以外の支援提供を行うものではありません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

＜マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンドの概要＞

（基本方針）

この投資信託は、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

オーストラリアの不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

主としてオーストラリアの不動産投資信託証券に投資を行います。

不動産投資信託証券への投資にあたっては、人口動態分析、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の割安度や保有資産・業績の分析および資本構造や経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。

不動産投資信託証券等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメン

ト・グローバル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。（注）

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

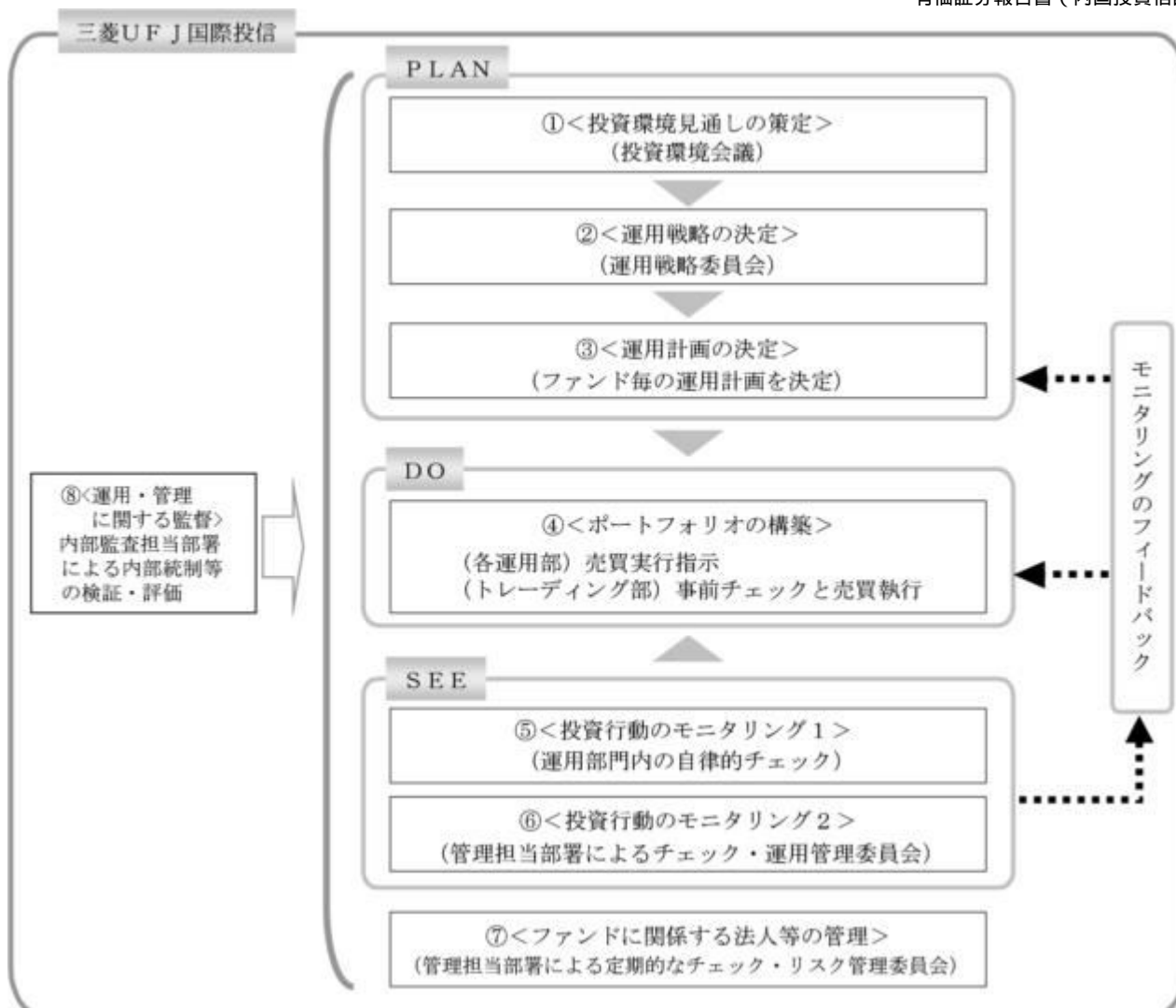
有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

（３）【運用体制】

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

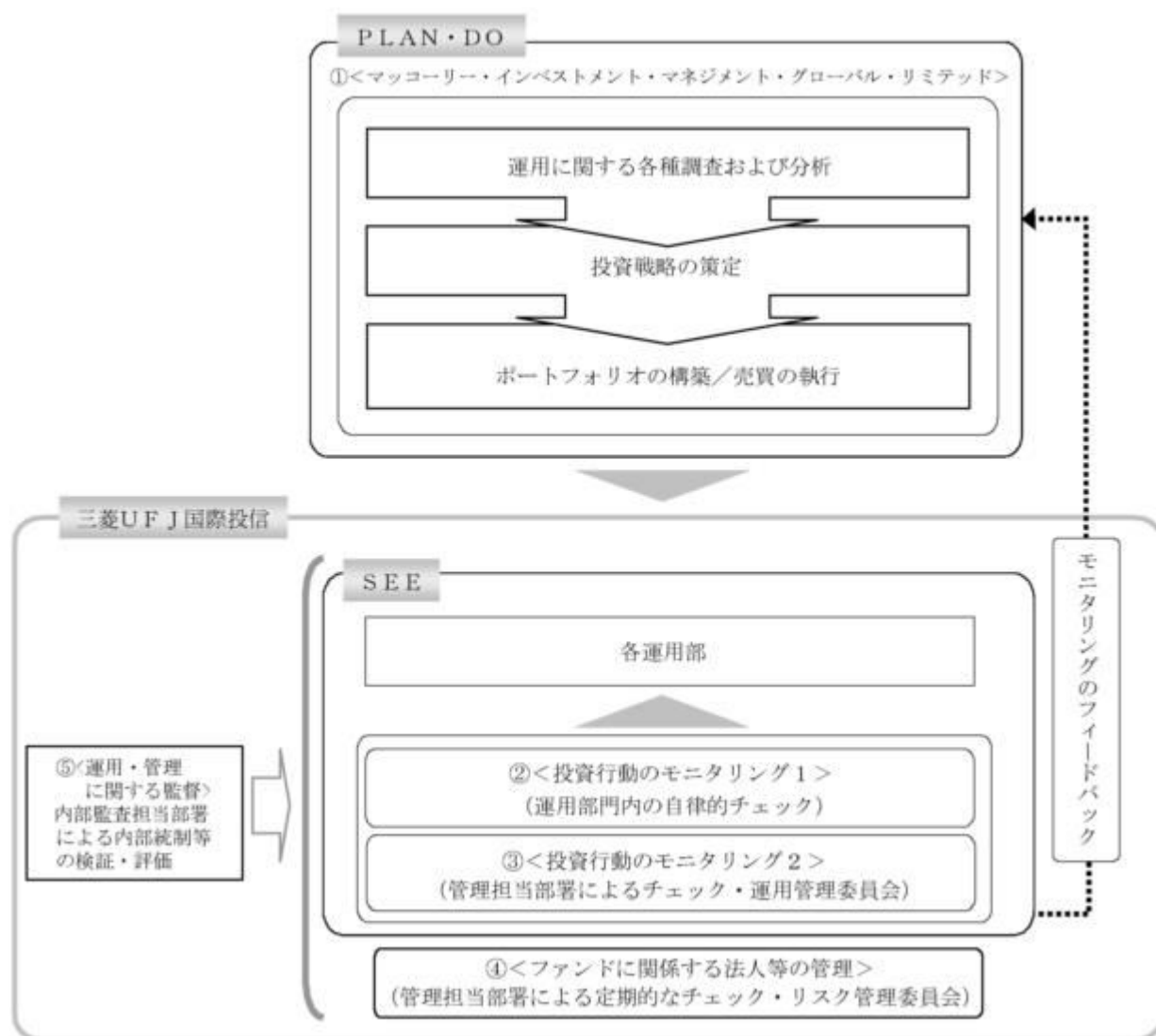
全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはマッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド受益証券を主要投資対象としています。マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンドについては、不動産投資信託証券等の運用の指図に関する権限を、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計

画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第３決算時までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純

資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

< 信託約款に定められた投資制限 >

新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新

株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象

金融商品の指図範囲の１．から４．に掲げる金融商品で運用している額（以下２．において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- ３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d．c．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b．a．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- １．信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - ２．株式分割により取得する株券
 - ３．有償増資により取得する株券
 - ４．売出しにより取得する株券
 - ５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 - ６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、投資信託証券（金融商品取引所に上場されているものに限り、以下において同じ。）および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 3. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行

うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」固有のリスク（カバード・コール戦略について）

当ファンドはオーストラリアの不動産投資信託証券への実質的な投資に加えて、円に対する豪ドルのコール・オプションおよびオーストラリアの不動産投資信託指数のコール・オプションの売却を行うため、円安・豪ドル高や対円で豪ドルの価格変動率が上昇すること、オーストラリアの不動産投資信託指数の値上がりや価格変動率が上昇すること等によるコール・オプションの価格の上昇は、基準価額の下落要因となります。

また、原則として円安・豪ドル高による為替差益、不動産投資信託証券の値上がり益の獲得は限定されます。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引

規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。
- ・当ファンドは、外国投資信託またはマザーファンドを通じて、実質的にオーストラリアの不動産投資信託証券に投資を行います。オーストラリアの不動産投資信託証券の配当金に関しては、オーストラリアの税制が適用されます。「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」が主要投資対象とする外国投資信託はケイマン籍であり、「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」が投資するマザーファンドは国内籍であるため、それぞれオーストラリアとの租税条約が異なることにより、配当にかかる税率に差があります。
- ・「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」は、オプション取引の満期日をまたいで円に対する豪ドルの価格やオーストラリアの不動産投資信託指数の価格が大きく変動した際には、その後当初の水準程度に戻った場合でも、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。
- ・「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」は、円に対する豪ドルの価格やオーストラリアの不動産投資信託指数の価格が大きく下落する中でファンドへ大量の資金流入が発生した際には、その後円に対する豪ドルの価格やオーストラリアの不動産投資信託指数の価格が当初の水準程度に戻った場合でも、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。
- ・「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」は、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ－タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

Wプレミアム

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年4月末～2022年3月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年4月末～2022年3月末)



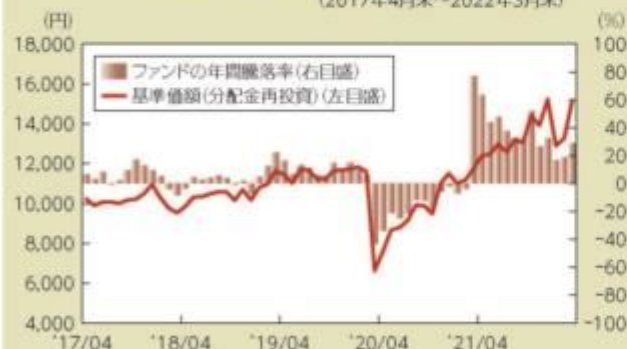
（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年4月末～2022年3月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年4月末～2022年3月末)



（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリア R E I T ファンド＜Wプレミアム＞（毎月決算型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.0945%（税抜0.995%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.37%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。

年1.8595%（税込）程度^{*}

* この他に、投資対象とする外国投資信託の受託会社に対し固定報酬として年額10,000米ドルがかかります。

（注）上記は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

< ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率 >

投資信託証券の名称	信託報酬率
マッコリー オーストラリア リート ファンド	年0.765%
マネー・マーケット・マザーファンド	-

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

「三菱ＵＦＪ / マッコリー オーストラリア ＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.595%（税抜1.45%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.81%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年3月、6月、9月および12月の末日およびマザーファンドの信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.44%以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（４）【その他の手数料等】

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 3月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,706,139,095	99.01
親投資信託受益証券	日本	11,498,871	0.67
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,587,721	0.32
純資産総額		1,723,225,687	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	マッコーリーオーストラリアリート ファンド	666,200.3495	2,401.59	1,599,940,097	2,561	1,706,139,095	99.01
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	11,293,333	1.0182	11,498,871	1.0182	11,498,871	0.67

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注2）令和 4年3月26日をもって、当ファンドが主要投資対象とする投資信託受益証券の名称を「ＡＭＰ オーストラリア
リート ファンド」から「マッコーリー オーストラリア リート ファンド」に変更いたしました。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 3月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.67
合計	99.68

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年3月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成27年 4月15日）	16,546,623,388	16,546,623,388	9,810	9,810
第2計算期間末日（平成27年 5月15日）	18,469,102,847	18,469,102,847	9,926	9,926
第3計算期間末日（平成27年 6月15日）	20,216,021,757	20,216,021,757	9,905	9,905
第4計算期間末日（平成27年 7月15日）	20,123,073,926	20,395,052,991	9,618	9,748
第5計算期間末日（平成27年 8月17日）	20,084,216,017	20,359,421,702	9,487	9,617
第6計算期間末日（平成27年 9月15日）	18,320,241,443	18,597,532,704	8,589	8,719
第7計算期間末日（平成27年10月15日）	16,830,529,809	17,085,205,976	8,591	8,721
第8計算期間末日（平成27年11月16日）	15,783,444,917	16,022,198,077	8,594	8,724
第9計算期間末日（平成27年12月15日）	14,832,328,297	15,056,834,584	8,589	8,719
第10計算期間末日（平成28年 1月15日）	13,165,717,866	13,378,669,155	8,037	8,167
第11計算期間末日（平成28年 2月15日）	12,351,544,047	12,555,166,762	7,886	8,016
第12計算期間末日（平成28年 3月15日）	12,631,582,843	12,826,886,723	8,408	8,538
第13計算期間末日（平成28年 4月15日）	12,235,644,093	12,424,582,044	8,419	8,549
第14計算期間末日（平成28年 5月16日）	11,735,994,953	11,923,688,065	8,129	8,259
第15計算期間末日（平成28年 6月15日）	11,836,620,448	12,028,898,358	8,003	8,133
第16計算期間末日（平成28年 7月15日）	12,754,715,941	12,949,619,057	8,507	8,637
第17計算期間末日（平成28年 8月15日）	11,890,470,947	12,082,504,530	8,049	8,179
第18計算期間末日（平成28年 9月15日）	11,050,634,782	11,245,733,155	7,363	7,493
第19計算期間末日（平成28年10月17日）	11,254,268,640	11,450,840,253	7,443	7,573
第20計算期間末日（平成28年11月15日）	10,357,466,538	10,553,168,140	6,880	7,010
第21計算期間末日（平成28年12月15日）	10,925,292,959	11,118,868,079	7,337	7,467
第22計算期間末日（平成29年 1月16日）	10,603,386,339	10,793,596,239	7,247	7,377
第23計算期間末日（平成29年 2月15日）	10,367,145,563	10,551,689,234	7,303	7,433
第24計算期間末日（平成29年 3月15日）	9,408,928,965	9,584,224,368	6,978	7,108

第25計算期間末日	(平成29年 4月17日)	9,119,794,952	9,288,551,962	7,025	7,155
第26計算期間末日	(平成29年 5月15日)	8,510,097,635	8,673,866,103	6,755	6,885
第27計算期間末日	(平成29年 6月15日)	7,943,427,735	8,098,740,453	6,649	6,779
第28計算期間末日	(平成29年 7月18日)	7,117,258,098	7,266,182,945	6,213	6,343
第29計算期間末日	(平成29年 8月15日)	6,743,272,681	6,888,232,066	6,047	6,177
第30計算期間末日	(平成29年 9月15日)	6,654,093,132	6,794,453,386	6,163	6,293
第31計算期間末日	(平成29年10月16日)	6,299,012,758	6,435,056,015	6,019	6,149
第32計算期間末日	(平成29年11月15日)	6,017,192,442	6,117,078,164	6,024	6,124
第33計算期間末日	(平成29年12月15日)	5,833,707,783	5,929,368,687	6,098	6,198
第34計算期間末日	(平成30年 1月15日)	5,281,425,078	5,373,345,422	5,746	5,846
第35計算期間末日	(平成30年 2月15日)	4,553,221,629	4,641,737,308	5,144	5,244
第36計算期間末日	(平成30年 3月15日)	4,423,403,485	4,509,787,975	5,121	5,221
第37計算期間末日	(平成30年 4月16日)	4,188,863,941	4,272,666,755	4,998	5,098
第38計算期間末日	(平成30年 5月15日)	4,162,560,054	4,244,920,813	5,054	5,154
第39計算期間末日	(平成30年 6月15日)	4,086,949,506	4,168,177,488	5,031	5,131
第40計算期間末日	(平成30年 7月17日)	4,034,009,810	4,113,029,040	5,105	5,205
第41計算期間末日	(平成30年 8月15日)	3,825,225,053	3,903,301,541	4,899	4,999
第42計算期間末日	(平成30年 9月18日)	3,695,326,367	3,771,067,791	4,879	4,979
第43計算期間末日	(平成30年10月15日)	3,302,946,335	3,377,164,751	4,450	4,550
第44計算期間末日	(平成30年11月15日)	3,337,423,574	3,411,279,631	4,519	4,619
第45計算期間末日	(平成30年12月17日)	3,318,867,892	3,370,119,365	4,533	4,603
第46計算期間末日	(平成31年 1月15日)	3,209,392,897	3,260,700,109	4,379	4,449
第47計算期間末日	(平成31年 2月15日)	3,316,604,131	3,367,804,202	4,534	4,604
第48計算期間末日	(平成31年 3月15日)	3,333,680,923	3,384,310,965	4,609	4,679
第49計算期間末日	(平成31年 4月15日)	3,363,942,511	3,414,790,124	4,631	4,701
第50計算期間末日	(令和 1年 5月15日)	3,146,034,551	3,196,683,206	4,348	4,418
第51計算期間末日	(令和 1年 6月17日)	3,191,327,561	3,241,759,353	4,430	4,500
第52計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	3,192,688,674	3,242,174,137	4,516	4,586
第53計算期間末日	(令和 1年 8月15日)	2,946,264,206	2,995,515,264	4,187	4,257
第54計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	2,915,938,173	2,965,200,865	4,143	4,213
第55計算期間末日	(令和 1年10月15日)	2,863,263,198	2,912,029,946	4,110	4,180
第56計算期間末日	(令和 1年11月15日)	2,811,704,312	2,860,119,210	4,065	4,135
第57計算期間末日	(令和 1年12月16日)	2,882,972,564	2,919,184,266	3,981	4,031
第58計算期間末日	(令和 2年 1月15日)	2,980,132,869	3,016,016,099	4,153	4,203
第59計算期間末日	(令和 2年 2月17日)	2,973,068,789	3,008,623,881	4,181	4,231
第60計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	2,121,497,364	2,156,314,712	3,047	3,097
第61計算期間末日	(令和 2年 4月15日)	1,876,602,591	1,911,573,246	2,683	2,733
第62計算期間末日	(令和 2年 5月15日)	1,856,149,990	1,891,142,112	2,652	2,702
第63計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	2,040,283,369	2,075,358,919	2,908	2,958
第64計算期間末日	(令和 2年 7月15日)	2,036,621,190	2,071,695,844	2,903	2,953
第65計算期間末日	(令和 2年 8月17日)	2,144,133,931	2,165,080,601	3,071	3,101
第66計算期間末日	(令和 2年 9月15日)	2,157,460,709	2,178,254,563	3,113	3,143

第67計算期間末日	(令和 2年10月15日)	2,199,723,676	2,220,479,125	3,179	3,209
第68計算期間末日	(令和 2年11月16日)	2,244,231,820	2,264,936,603	3,252	3,282
第69計算期間末日	(令和 2年12月15日)	2,219,335,788	2,239,587,928	3,288	3,318
第70計算期間末日	(令和 3年 1月15日)	2,183,780,402	2,203,936,832	3,250	3,280
第71計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	2,197,677,672	2,217,782,593	3,279	3,309
第72計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	2,192,953,076	2,213,064,401	3,271	3,301
第73計算期間末日	(令和 3年 4月15日)	2,224,212,172	2,243,545,678	3,451	3,481
第74計算期間末日	(令和 3年 5月17日)	2,010,489,702	2,027,996,340	3,445	3,475
第75計算期間末日	(令和 3年 6月15日)	2,024,074,415	2,041,074,607	3,572	3,602
第76計算期間末日	(令和 3年 7月15日)	1,955,005,893	1,971,790,617	3,494	3,524
第77計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	1,959,929,567	1,976,659,224	3,515	3,545
第78計算期間末日	(令和 3年 9月15日)	1,943,945,216	1,960,309,343	3,564	3,594
第79計算期間末日	(令和 3年10月15日)	1,915,157,601	1,931,293,919	3,561	3,591
第80計算期間末日	(令和 3年11月15日)	1,888,063,707	1,903,828,046	3,593	3,623
第81計算期間末日	(令和 3年12月15日)	1,871,964,561	1,887,423,480	3,633	3,663
第82計算期間末日	(令和 4年 1月17日)	1,747,877,989	1,763,060,429	3,454	3,484
第83計算期間末日	(令和 4年 2月15日)	1,603,084,767	1,617,791,864	3,270	3,300
第84計算期間末日	(令和 4年 3月15日)	1,603,792,705	1,618,171,598	3,346	3,376
	令和 3年 3月末日	2,192,531,257	—	3,350	—
	4月末日	2,047,843,814	—	3,487	—
	5月末日	2,008,012,830	—	3,508	—
	6月末日	2,015,509,846	—	3,550	—
	7月末日	1,937,927,363	—	3,457	—
	8月末日	1,955,361,251	—	3,533	—
	9月末日	1,876,464,395	—	3,462	—
	10月末日	1,957,628,413	—	3,668	—
	11月末日	1,845,861,915	—	3,540	—
	12月末日	1,925,173,831	—	3,771	—
	令和 4年 1月末日	1,630,648,119	—	3,237	—
	2月末日	1,638,533,793	—	3,352	—
	3月末日	1,723,225,687	—	3,636	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	—円
第4計算期間	130円
第5計算期間	130円
第6計算期間	130円

第7計算期間	130円
第8計算期間	130円
第9計算期間	130円
第10計算期間	130円
第11計算期間	130円
第12計算期間	130円
第13計算期間	130円
第14計算期間	130円
第15計算期間	130円
第16計算期間	130円
第17計算期間	130円
第18計算期間	130円
第19計算期間	130円
第20計算期間	130円
第21計算期間	130円
第22計算期間	130円
第23計算期間	130円
第24計算期間	130円
第25計算期間	130円
第26計算期間	130円
第27計算期間	130円
第28計算期間	130円
第29計算期間	130円
第30計算期間	130円
第31計算期間	130円
第32計算期間	100円
第33計算期間	100円
第34計算期間	100円
第35計算期間	100円
第36計算期間	100円
第37計算期間	100円
第38計算期間	100円
第39計算期間	100円
第40計算期間	100円
第41計算期間	100円
第42計算期間	100円
第43計算期間	100円
第44計算期間	100円
第45計算期間	70円
第46計算期間	70円
第47計算期間	70円
第48計算期間	70円

第49計算期間	70円
第50計算期間	70円
第51計算期間	70円
第52計算期間	70円
第53計算期間	70円
第54計算期間	70円
第55計算期間	70円
第56計算期間	70円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	1.90

第2計算期間	1.18
第3計算期間	0.21
第4計算期間	1.58
第5計算期間	0.01
第6計算期間	8.09
第7計算期間	1.53
第8計算期間	1.54
第9計算期間	1.45
第10計算期間	4.91
第11計算期間	0.26
第12計算期間	8.26
第13計算期間	1.67
第14計算期間	1.90
第15計算期間	0.04
第16計算期間	7.92
第17計算期間	3.85
第18計算期間	6.90
第19計算期間	2.85
第20計算期間	5.81
第21計算期間	8.53
第22計算期間	0.54
第23計算期間	2.56
第24計算期間	2.67
第25計算期間	2.53
第26計算期間	1.99
第27計算期間	0.35
第28計算期間	4.60
第29計算期間	0.57
第30計算期間	4.06
第31計算期間	0.22
第32計算期間	1.74
第33計算期間	2.88
第34計算期間	4.13
第35計算期間	8.73
第36計算期間	1.49
第37計算期間	0.44
第38計算期間	3.12
第39計算期間	1.52
第40計算期間	3.45
第41計算期間	2.07
第42計算期間	1.63
第43計算期間	6.74

第44計算期間	3.79
第45計算期間	1.85
第46計算期間	1.85
第47計算期間	5.13
第48計算期間	3.19
第49計算期間	1.99
第50計算期間	4.59
第51計算期間	3.49
第52計算期間	3.52
第53計算期間	5.73
第54計算期間	0.62
第55計算期間	0.89
第56計算期間	0.60
第57計算期間	0.83
第58計算期間	5.57
第59計算期間	1.87
第60計算期間	25.92
第61計算期間	10.30
第62計算期間	0.70
第63計算期間	11.53
第64計算期間	1.54
第65計算期間	6.82
第66計算期間	2.34
第67計算期間	3.08
第68計算期間	3.24
第69計算期間	2.02
第70計算期間	0.24
第71計算期間	1.81
第72計算期間	0.67
第73計算期間	6.42
第74計算期間	0.69
第75計算期間	4.55
第76計算期間	1.34
第77計算期間	1.45
第78計算期間	2.24
第79計算期間	0.75
第80計算期間	1.74
第81計算期間	1.94
第82計算期間	4.10
第83計算期間	4.45
第84計算期間	3.24

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	16,867,511,564	—	16,867,511,564
第2計算期間	1,743,689,945	4,843,086	18,606,358,423
第3計算期間	1,820,038,602	15,529,253	20,410,867,772
第4計算期間	669,883,044	159,284,258	20,921,466,558
第5計算期間	370,067,906	121,866,387	21,169,668,077
第6計算期間	441,782,503	281,353,524	21,330,097,056
第7計算期間	134,415,698	1,874,038,325	19,590,474,429
第8計算期間	236,322,288	1,461,168,992	18,365,627,725
第9計算期間	400,411,071	1,496,324,339	17,269,714,457
第10計算期間	183,934,234	1,072,780,259	16,380,868,432
第11計算期間	131,648,924	849,231,515	15,663,285,841
第12計算期間	120,233,792	760,144,199	15,023,375,434
第13計算期間	165,198,674	654,885,563	14,533,688,545
第14計算期間	268,950,387	364,707,234	14,437,931,698
第15計算期間	859,245,600	506,568,830	14,790,608,468
第16計算期間	748,357,670	546,418,689	14,992,547,449
第17計算期間	560,692,008	781,425,345	14,771,814,112
第18計算期間	700,428,426	464,675,323	15,007,567,215
第19計算期間	339,085,395	225,759,255	15,120,893,355
第20計算期間	218,427,853	285,351,783	15,053,969,425
第21計算期間	182,734,743	346,310,252	14,890,393,916
第22計算期間	182,415,194	441,278,283	14,631,530,827
第23計算期間	144,222,030	580,085,833	14,195,667,024
第24計算期間	113,279,186	824,684,408	13,484,261,802
第25計算期間	77,386,295	580,339,581	12,981,308,516
第26計算期間	62,611,933	446,345,984	12,597,574,465
第27計算期間	67,775,738	718,218,015	11,947,132,188
第28計算期間	86,674,563	578,049,259	11,455,757,492
第29計算期間	70,013,234	375,048,789	11,150,721,937
第30計算期間	79,242,188	433,021,503	10,796,942,622
第31計算期間	72,677,787	404,754,426	10,464,865,983
第32計算期間	80,883,528	557,177,310	9,988,572,201
第33計算期間	91,696,853	514,178,567	9,566,090,487
第34計算期間	42,549,093	416,605,144	9,192,034,436
第35計算期間	45,811,262	386,277,715	8,851,567,983
第36計算期間	57,547,366	270,666,270	8,638,449,079

第37計算期間	54,156,413	312,324,092	8,380,281,400
第38計算期間	51,951,484	196,156,975	8,236,075,909
第39計算期間	52,151,633	165,429,252	8,122,798,290
第40計算期間	51,721,736	272,596,979	7,901,923,047
第41計算期間	55,592,224	149,866,407	7,807,648,864
第42計算期間	58,178,145	291,684,592	7,574,142,417
第43計算期間	54,366,366	206,667,160	7,421,841,623
第44計算期間	74,502,198	110,738,038	7,385,605,783
第45計算期間	68,795,339	132,762,076	7,321,639,046
第46計算期間	43,891,737	35,929,042	7,329,601,741
第47計算期間	41,249,194	56,554,973	7,314,295,962
第48計算期間	51,111,778	132,544,481	7,232,863,259
第49計算期間	91,612,182	60,530,603	7,263,944,838
第50計算期間	34,341,148	62,763,768	7,235,522,218
第51計算期間	46,917,598	77,897,965	7,204,541,851
第52計算期間	41,387,867	176,577,812	7,069,351,906
第53計算期間	62,464,878	95,951,234	7,035,865,550
第54計算期間	43,319,653	41,657,726	7,037,527,477
第55計算期間	73,346,059	144,195,172	6,966,678,364
第56計算期間	53,619,108	103,883,349	6,916,414,123
第57計算期間	531,746,264	205,819,826	7,242,340,561
第58計算期間	43,174,840	108,869,228	7,176,646,173
第59計算期間	47,083,004	112,710,727	7,111,018,450
第60計算期間	23,459,164	171,007,876	6,963,469,738
第61計算期間	77,459,213	46,797,847	6,994,131,104
第62計算期間	51,658,653	47,365,200	6,998,424,557
第63計算期間	49,061,593	32,376,014	7,015,110,136
第64計算期間	45,492,489	45,671,790	7,014,930,835
第65計算期間	43,375,376	76,082,618	6,982,223,593
第66計算期間	28,161,037	79,099,752	6,931,284,878
第67計算期間	24,084,346	36,885,921	6,918,483,303
第68計算期間	40,361,240	57,250,017	6,901,594,526
第69計算期間	22,705,511	173,586,474	6,750,713,563
第70計算期間	24,492,921	56,396,221	6,718,810,263
第71計算期間	23,057,620	40,227,487	6,701,640,396
第72計算期間	23,124,584	20,989,975	6,703,775,005
第73計算期間	23,585,469	282,858,436	6,444,502,038
第74計算期間	23,150,342	632,106,246	5,835,546,134
第75計算期間	21,566,547	190,381,807	5,666,730,874
第76計算期間	24,158,401	95,980,981	5,594,908,294
第77計算期間	17,989,946	36,345,744	5,576,552,496
第78計算期間	15,869,945	137,713,435	5,454,709,006

第79計算期間	15,631,872	91,567,902	5,378,772,976
第80計算期間	15,415,162	139,408,174	5,254,779,964
第81計算期間	15,002,120	116,808,891	5,152,973,193
第82計算期間	14,796,356	106,956,031	5,060,813,518
第83計算期間	16,284,610	174,732,336	4,902,365,792
第84計算期間	19,116,328	128,517,502	4,792,964,618

【三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 3月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	313,677,576	99.48
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,633,641	0.52
純資産総額		315,311,217	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド	185,432,476	1.5019	278,518,729	1.6916	313,677,576	99.48

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注2）令和 4年3月26日をもって、当ファンドが主要投資対象とする親投資信託受益証券の名称を「ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド」から「マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴマザーファンド」に変更いたしました。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 3月31日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

親投資信託受益証券	99.48
合計	99.48

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年3月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成27年 4月15日）	3,202,661,783	3,202,661,783	9,751	9,751
第2計算期間末日（平成27年 5月15日）	3,976,244,915	3,976,244,915	9,942	9,942
第3計算期間末日（平成27年 6月15日）	4,076,532,992	4,076,532,992	9,755	9,755
第4計算期間末日（平成27年 7月15日）	4,035,575,366	4,039,793,529	9,567	9,577
第5計算期間末日（平成27年 8月17日）	3,951,091,991	3,955,244,533	9,515	9,525
第6計算期間末日（平成27年 9月15日）	3,553,597,793	3,557,691,236	8,681	8,691
第7計算期間末日（平成27年10月15日）	3,143,533,146	3,147,124,319	8,753	8,763
第8計算期間末日（平成27年11月16日）	2,848,829,474	2,852,063,148	8,810	8,820
第9計算期間末日（平成27年12月15日）	2,734,927,278	2,737,974,177	8,976	8,986
第10計算期間末日（平成28年 1月15日）	2,488,442,608	2,491,355,384	8,543	8,553
第11計算期間末日（平成28年 2月15日）	2,347,128,233	2,349,862,754	8,583	8,593
第12計算期間末日（平成28年 3月15日）	2,474,463,463	2,477,093,515	9,408	9,418
第13計算期間末日（平成28年 4月15日）	2,389,612,813	2,392,127,868	9,501	9,511
第14計算期間末日（平成28年 5月16日）	2,321,673,304	2,324,175,326	9,279	9,289
第15計算期間末日（平成28年 6月15日）	2,282,379,648	2,284,862,719	9,192	9,202
第16計算期間末日（平成28年 7月15日）	2,513,718,011	2,516,204,085	10,111	10,121
第17計算期間末日（平成28年 8月15日）	2,172,258,031	2,174,534,684	9,541	9,551
第18計算期間末日（平成28年 9月15日）	1,966,546,289	1,968,786,734	8,777	8,787
第19計算期間末日（平成28年10月17日）	2,064,007,014	2,066,294,716	9,022	9,032
第20計算期間末日（平成28年11月15日）	1,945,030,406	1,947,316,282	8,509	8,519

第21計算期間末日	(平成28年12月15日)	1,740,706,066	1,742,468,555	9,876	9,886
第22計算期間末日	(平成29年 1月16日)	1,484,284,133	1,485,812,582	9,711	9,721
第23計算期間末日	(平成29年 2月15日)	1,505,906,864	1,507,399,806	10,087	10,097
第24計算期間末日	(平成29年 3月15日)	1,356,160,143	1,357,561,965	9,674	9,684
第25計算期間末日	(平成29年 4月17日)	1,347,586,091	1,348,925,350	10,062	10,072
第26計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,225,681,586	1,226,922,956	9,874	9,884
第27計算期間末日	(平成29年 6月15日)	1,192,038,806	1,193,240,319	9,921	9,931
第28計算期間末日	(平成29年 7月18日)	1,028,171,814	1,029,238,177	9,642	9,652
第29計算期間末日	(平成29年 8月15日)	996,556,098	997,590,523	9,634	9,644
第30計算期間末日	(平成29年 9月15日)	1,020,534,147	1,021,552,890	10,018	10,028
第31計算期間末日	(平成29年10月16日)	914,900,763	915,821,193	9,940	9,950
第32計算期間末日	(平成29年11月15日)	768,097,274	768,850,736	10,194	10,204
第33計算期間末日	(平成29年12月15日)	720,805,891	721,482,394	10,655	10,665
第34計算期間末日	(平成30年 1月15日)	639,629,212	640,256,867	10,191	10,201
第35計算期間末日	(平成30年 2月15日)	522,456,213	523,019,563	9,274	9,284
第36計算期間末日	(平成30年 3月15日)	525,174,136	525,730,441	9,440	9,450
第37計算期間末日	(平成30年 4月16日)	514,309,156	514,853,740	9,444	9,454
第38計算期間末日	(平成30年 5月15日)	521,488,834	522,018,573	9,844	9,854
第39計算期間末日	(平成30年 6月15日)	507,630,469	508,141,545	9,933	9,943
第40計算期間末日	(平成30年 7月17日)	485,830,673	486,302,408	10,299	10,309
第41計算期間末日	(平成30年 8月15日)	459,237,403	459,694,491	10,047	10,057
第42計算期間末日	(平成30年 9月18日)	448,251,167	448,690,900	10,194	10,204
第43計算期間末日	(平成30年10月15日)	407,395,110	407,826,990	9,433	9,443
第44計算期間末日	(平成30年11月15日)	419,503,073	419,923,482	9,978	9,988
第45計算期間末日	(平成30年12月17日)	421,584,203	422,001,858	10,094	10,104
第46計算期間末日	(平成31年 1月15日)	404,693,912	405,105,282	9,838	9,848
第47計算期間末日	(平成31年 2月15日)	420,833,908	421,239,473	10,376	10,386
第48計算期間末日	(平成31年 3月15日)	431,170,424	431,565,605	10,911	10,921
第49計算期間末日	(平成31年 4月15日)	429,007,709	429,393,266	11,127	11,137
第50計算期間末日	(令和 1年 5月15日)	393,024,213	393,400,405	10,447	10,457
第51計算期間末日	(令和 1年 6月17日)	406,136,207	406,505,684	10,992	11,002
第52計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	417,254,395	417,622,912	11,323	11,333
第53計算期間末日	(令和 1年 8月15日)	383,220,049	383,579,652	10,657	10,667
第54計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	382,702,600	383,061,920	10,651	10,661
第55計算期間末日	(令和 1年10月15日)	381,936,892	382,295,404	10,653	10,663
第56計算期間末日	(令和 1年11月15日)	370,477,336	370,821,457	10,766	10,776
第57計算期間末日	(令和 1年12月16日)	368,285,712	368,631,757	10,643	10,653
第58計算期間末日	(令和 2年 1月15日)	388,482,895	388,828,345	11,246	11,256
第59計算期間末日	(令和 2年 2月17日)	399,833,767	400,177,872	11,620	11,630
第60計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	278,102,797	278,431,696	8,456	8,466
第61計算期間末日	(令和 2年 4月15日)	237,762,352	238,091,523	7,223	7,233
第62計算期間末日	(令和 2年 5月15日)	237,262,917	237,593,481	7,177	7,187

第63計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	274,417,990	274,749,087	8,288	8,298
第64計算期間末日	(令和 2年 7月15日)	273,774,903	274,101,308	8,388	8,398
第65計算期間末日	(令和 2年 8月17日)	293,149,954	293,475,196	9,013	9,023
第66計算期間末日	(令和 2年 9月15日)	293,422,345	293,742,936	9,153	9,163
第67計算期間末日	(令和 2年10月15日)	303,303,254	303,622,189	9,510	9,520
第68計算期間末日	(令和 2年11月16日)	323,001,986	323,321,095	10,122	10,132
第69計算期間末日	(令和 2年12月15日)	326,894,813	327,208,653	10,416	10,426
第70計算期間末日	(令和 3年 1月15日)	314,439,499	314,743,303	10,350	10,360
第71計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	297,711,870	297,995,413	10,500	10,510
第72計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	295,288,925	295,566,649	10,632	10,642
第73計算期間末日	(令和 3年 4月15日)	306,088,224	306,357,770	11,356	11,366
第74計算期間末日	(令和 3年 5月17日)	298,899,454	299,161,811	11,393	11,403
第75計算期間末日	(令和 3年 6月15日)	308,781,505	309,034,605	12,200	12,210
第76計算期間末日	(令和 3年 7月15日)	295,422,093	295,670,832	11,877	11,887
第77計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	298,668,832	298,917,761	11,998	12,008
第78計算期間末日	(令和 3年 9月15日)	303,123,287	303,368,060	12,384	12,394
第79計算期間末日	(令和 3年10月15日)	311,326,596	311,570,386	12,770	12,780
第80計算期間末日	(令和 3年11月15日)	305,029,237	305,262,924	13,053	13,063
第81計算期間末日	(令和 3年12月15日)	315,257,029	315,490,874	13,481	13,491
第82計算期間末日	(令和 4年 1月17日)	302,530,363	302,766,334	12,821	12,831
第83計算期間末日	(令和 4年 2月15日)	278,736,003	278,966,520	12,092	12,102
第84計算期間末日	(令和 4年 3月15日)	282,490,394	282,717,733	12,426	12,436
	令和 3年 3月末日	299,617,787	—	10,934	—
	4月末日	311,350,019	—	11,534	—
	5月末日	293,443,857	—	11,601	—
	6月末日	300,234,033	—	12,057	—
	7月末日	290,711,997	—	11,679	—
	8月末日	302,117,979	—	12,231	—
	9月末日	297,530,869	—	12,101	—
	10月末日	311,678,893	—	13,338	—
	11月末日	300,768,310	—	12,867	—
	12月末日	327,768,699	—	14,079	—
	令和 4年 1月末日	278,561,846	—	11,904	—
	2月末日	278,641,745	—	12,251	—
	3月末日	315,311,217	—	13,991	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円

第3計算期間	—円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円
第25計算期間	10円
第26計算期間	10円
第27計算期間	10円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円
第30計算期間	10円
第31計算期間	10円
第32計算期間	10円
第33計算期間	10円
第34計算期間	10円
第35計算期間	10円
第36計算期間	10円
第37計算期間	10円
第38計算期間	10円
第39計算期間	10円
第40計算期間	10円
第41計算期間	10円
第42計算期間	10円
第43計算期間	10円
第44計算期間	10円

第45計算期間	10円
第46計算期間	10円
第47計算期間	10円
第48計算期間	10円
第49計算期間	10円
第50計算期間	10円
第51計算期間	10円
第52計算期間	10円
第53計算期間	10円
第54計算期間	10円
第55計算期間	10円
第56計算期間	10円
第57計算期間	10円
第58計算期間	10円
第59計算期間	10円
第60計算期間	10円
第61計算期間	10円
第62計算期間	10円
第63計算期間	10円
第64計算期間	10円
第65計算期間	10円
第66計算期間	10円
第67計算期間	10円
第68計算期間	10円
第69計算期間	10円
第70計算期間	10円
第71計算期間	10円
第72計算期間	10円
第73計算期間	10円
第74計算期間	10円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.49
第2計算期間	1.95
第3計算期間	1.88
第4計算期間	1.82
第5計算期間	0.43
第6計算期間	8.66
第7計算期間	0.94
第8計算期間	0.76
第9計算期間	1.99
第10計算期間	4.71
第11計算期間	0.58
第12計算期間	9.72
第13計算期間	1.09
第14計算期間	2.23
第15計算期間	0.82
第16計算期間	10.10
第17計算期間	5.53
第18計算期間	7.90
第19計算期間	2.90
第20計算期間	5.57
第21計算期間	16.18
第22計算期間	1.56
第23計算期間	3.97
第24計算期間	3.99
第25計算期間	4.11
第26計算期間	1.76
第27計算期間	0.57
第28計算期間	2.71
第29計算期間	0.02
第30計算期間	4.08
第31計算期間	0.67
第32計算期間	2.65
第33計算期間	4.62
第34計算期間	4.26
第35計算期間	8.90
第36計算期間	1.89
第37計算期間	0.14
第38計算期間	4.34
第39計算期間	1.00
第40計算期間	3.78

第41計算期間	2.34
第42計算期間	1.56
第43計算期間	7.36
第44計算期間	5.88
第45計算期間	1.26
第46計算期間	2.43
第47計算期間	5.57
第48計算期間	5.25
第49計算期間	2.07
第50計算期間	6.02
第51計算期間	5.31
第52計算期間	3.10
第53計算期間	5.79
第54計算期間	0.03
第55計算期間	0.11
第56計算期間	1.15
第57計算期間	1.04
第58計算期間	5.75
第59計算期間	3.41
第60計算期間	27.14
第61計算期間	14.46
第62計算期間	0.49
第63計算期間	15.61
第64計算期間	1.32
第65計算期間	7.57
第66計算期間	1.66
第67計算期間	4.00
第68計算期間	6.54
第69計算期間	3.00
第70計算期間	0.53
第71計算期間	1.54
第72計算期間	1.35
第73計算期間	6.90
第74計算期間	0.41
第75計算期間	7.17
第76計算期間	2.56
第77計算期間	1.10
第78計算期間	3.30
第79計算期間	3.19
第80計算期間	2.29
第81計算期間	3.35
第82計算期間	4.82

第83計算期間	5.60
第84計算期間	2.84

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,284,454,741	—	3,284,454,741
第2計算期間	715,021,785	—	3,999,476,526
第3計算期間	181,561,458	1,937,234	4,179,100,750
第4計算期間	53,398,449	14,335,531	4,218,163,668
第5計算期間	5,539,964	71,161,298	4,152,542,334
第6計算期間	14,803,029	73,901,663	4,093,443,700
第7計算期間	13,866,678	516,137,208	3,591,173,170
第8計算期間	2,298,068	359,797,112	3,233,674,126
第9計算期間	8,940,552	195,715,008	3,046,899,670
第10計算期間	2,225,797	136,348,997	2,912,776,470
第11計算期間	8,845,283	187,100,337	2,734,521,416
第12計算期間	1,952,174	106,420,969	2,630,052,621
第13計算期間	6,863,439	121,861,056	2,515,055,004
第14計算期間	10,181,422	23,213,907	2,502,022,519
第15計算期間	60,790,153	79,741,145	2,483,071,527
第16計算期間	44,880,957	41,877,877	2,486,074,607
第17計算期間	40,829,992	250,250,756	2,276,653,843
第18計算期間	11,677,709	47,885,984	2,240,445,568
第19計算期間	54,367,744	7,110,949	2,287,702,363
第20計算期間	3,016,934	4,843,085	2,285,876,212
第21計算期間	6,301,257	529,687,803	1,762,489,666
第22計算期間	37,704,961	271,745,500	1,528,449,127
第23計算期間	1,301,625	36,808,244	1,492,942,508
第24計算期間	640,394	91,760,096	1,401,822,806
第25計算期間	1,202,772	63,765,779	1,339,259,799
第26計算期間	3,234,536	101,123,361	1,241,370,974
第27計算期間	7,796,538	47,653,546	1,201,513,966
第28計算期間	549,906	135,700,589	1,066,363,283
第29計算期間	562,996	32,500,353	1,034,425,926
第30計算期間	532,452	16,214,470	1,018,743,908
第31計算期間	427,857	98,741,672	920,430,093
第32計算期間	393,203	167,361,224	753,462,072
第33計算期間	293,646	77,252,595	676,503,123
第34計算期間	235,963	49,083,735	627,655,351

第35計算期間	232,293	64,536,816	563,350,828
第36計算期間	278,895	7,324,117	556,305,606
第37計算期間	270,629	11,991,339	544,584,896
第38計算期間	268,767	15,113,679	529,739,984
第39計算期間	204,132	18,867,802	511,076,314
第40計算期間	206,057	39,546,552	471,735,819
第41計算期間	182,442	14,830,044	457,088,217
第42計算期間	179,743	17,534,681	439,733,279
第43計算期間	172,669	8,025,861	431,880,087
第44計算期間	229,591	11,700,001	420,409,677
第45計算期間	183,536	2,937,234	417,655,979
第46計算期間	181,379	6,466,660	411,370,698
第47計算期間	231,570	6,036,599	405,565,669
第48計算期間	172,812	10,556,514	395,181,967
第49計算期間	221,393	9,845,844	385,557,516
第50計算期間	163,103	9,528,030	376,192,589
第51計算期間	174,080	6,889,566	369,477,103
第52計算期間	162,719	1,122,337	368,517,485
第53計算期間	3,642,621	12,556,431	359,603,675
第54計算期間	2,704,795	2,987,740	359,320,730
第55計算期間	207,404	1,015,346	358,512,788
第56計算期間	160,650	14,551,512	344,121,926
第57計算期間	1,942,360	19,271	346,045,015
第58計算期間	440,129	1,034,833	345,450,311
第59計算期間	237,424	1,582,472	344,105,263
第60計算期間	155,944	15,361,943	328,899,264
第61計算期間	271,942	80	329,171,126
第62計算期間	1,406,835	12,976	330,564,985
第63計算期間	676,269	143,704	331,097,550
第64計算期間	370,934	5,063,340	326,405,144
第65計算期間	242,043	1,404,287	325,242,900
第66計算期間	224,911	4,876,705	320,591,106
第67計算期間	216,330	1,871,949	318,935,487
第68計算期間	202,451	28,311	319,109,627
第69計算期間	1,438,581	6,708,004	313,840,204
第70計算期間	488,879	10,524,170	303,804,913
第71計算期間	376,973	20,638,175	283,543,711
第72計算期間	303,744	6,123,110	277,724,345
第73計算期間	906,948	9,085,030	269,546,263
第74計算期間	491,028	7,680,012	262,357,279
第75計算期間	338,284	9,595,253	253,100,310
第76計算期間	554,286	4,915,055	248,739,541

第77計算期間	378,561	188,414	248,929,688
第78計算期間	133,730	4,289,695	244,773,723
第79計算期間	1,124,596	2,107,762	243,790,557
第80計算期間	189,708	10,292,494	233,687,771
第81計算期間	410,983	253,287	233,845,467
第82計算期間	3,435,091	1,308,763	235,971,795
第83計算期間	860,273	6,314,492	230,517,576
第84計算期間	369,229	3,547,492	227,339,313

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 4年 3月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,763,364,967	100.00
純資産総額		1,763,364,967	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

A M P オーストラリア R E I T マザーファンド

投資状況

令和 4年 3月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	オーストラリア	2,439,859,855	98.81
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	29,277,696	1.19
純資産総額		2,469,137,551	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 3月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	357,321	2,012.04	718,944,145	2,121.52	758,063,648	30.70
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	904,663	275.07	248,854,697	286.11	258,842,177	10.48
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL GROUP	140,966	1,430.60	201,665,960	1,506.04	212,300,435	8.60
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	630,202	226.31	142,627,316	232.75	146,685,817	5.94
オーストラリア	投資証券	DEXUS/AU	140,293	977.04	137,071,873	1,012.00	141,976,516	5.75
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	266,479	448.03	119,393,251	474.72	126,502,911	5.12
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	253,150	380.88	96,419,772	395.60	100,146,140	4.06
オーストラリア	投資証券	NATIONAL STORAGE REIT	353,620	234.60	82,959,252	250.24	88,489,869	3.58
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL LONG WALE REIT	169,576	476.56	80,813,139	485.76	82,373,238	3.34
オーストラリア	投資証券	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	298,623	266.79	79,672,616	271.39	81,046,282	3.28
オーストラリア	投資証券	HOME CONSORTIUM LTD	115,339	605.35	69,821,617	640.31	73,853,868	2.99
オーストラリア	投資証券	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	144,444	361.56	52,225,173	356.04	51,427,842	2.08
オーストラリア	投資証券	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	365,874	125.12	45,778,155	133.40	48,807,592	1.98
オーストラリア	投資証券	CENTURIA CAPITAL GROUP	181,071	271.39	49,142,669	262.19	47,476,816	1.92
オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	265,279	161.00	42,709,919	171.11	45,394,542	1.84
オーストラリア	投資証券	INGENIA COMMUNITIES GROUP	89,980	483.00	43,460,340	478.40	43,046,432	1.74

オーストラリア	投資証券	ARENA REIT	92,862	452.64	42,033,056	455.40	42,289,355	1.71
オーストラリア	投資証券	HEALTHCO REIT	220,045	178.93	39,374,852	178.48	39,273,632	1.59
オーストラリア	投資証券	ABACUS PROPERTY GROUP	124,902	317.40	39,643,895	306.36	38,264,977	1.55
オーストラリア	投資証券	RURAL FUNDS GROUP	50,791	255.75	12,990,306	267.71	13,597,766	0.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 3月31日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.81
合計	98.81

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報



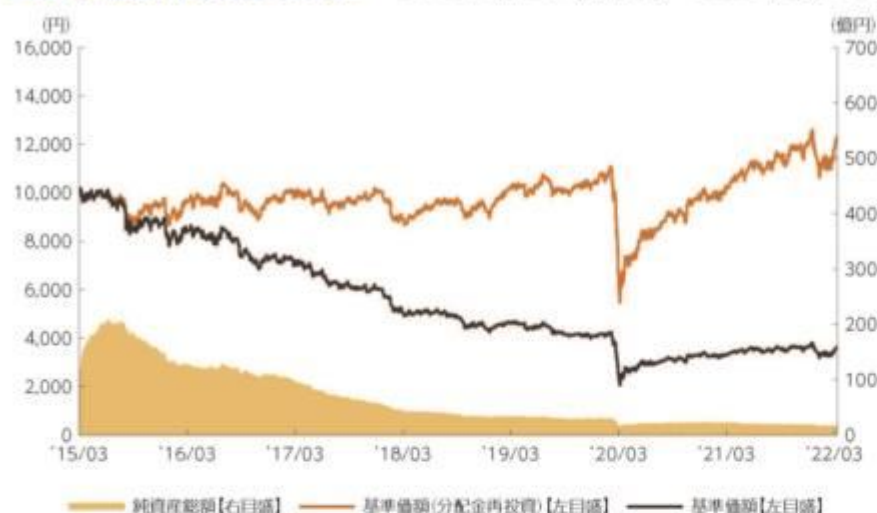
運用実績

2022年3月31日現在

Wプレミアム

■基準価額・純資産の推移

2015年3月20日(設定日)～2022年3月31日



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	3,636円
純資産総額	17.2億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年 3月	30円
2022年 2月	30円
2022年 1月	30円
2021年 12月	30円
2021年 11月	30円
2021年 10月	30円

直近1年間累計 360円

設定来累計 6,780円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産構成	比率
マッコーリー オーストラリアリートファンド	99.0%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.7%
コールローン他 (負債控除後)	0.3%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	比率
1 GOODMAN GROUP	30.7%
2 SCENTRE GROUP	10.6%
3 CHARTER HALL GROUP	8.7%
4 MIRVAC GROUP	6.1%
5 DEXUS/AU	5.7%
6 GPT GROUP	5.1%
7 STOCKLAND	4.0%
8 NATIONAL STORAGE REIT	3.7%
9 CHARTER HALL LONG WALE REIT	3.3%
10 SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	3.3%

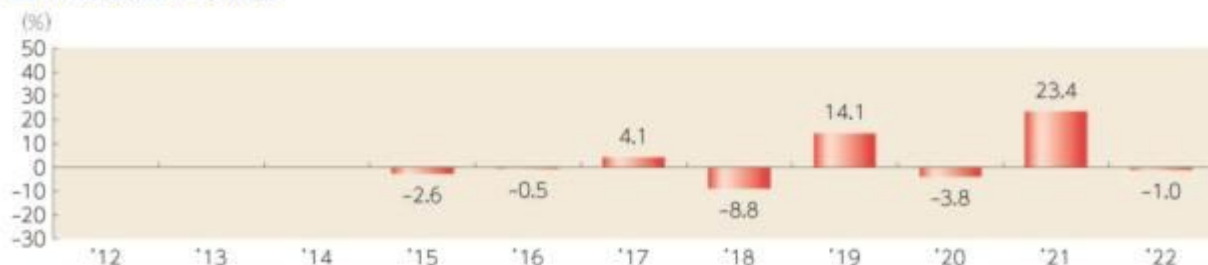
- ・比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

通貨カバード・コール戦略	比率
オプション・プレミアム	8.0%
カバー率	49.1%

豪リート カバード・コール戦略	比率
オプション・プレミアム	13.7%
カバー率	49.1%

- ・オプション・プレミアムは、実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する年率調整後のプレミアム収入
- ・カバー率は、実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対するオプションのポジション(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



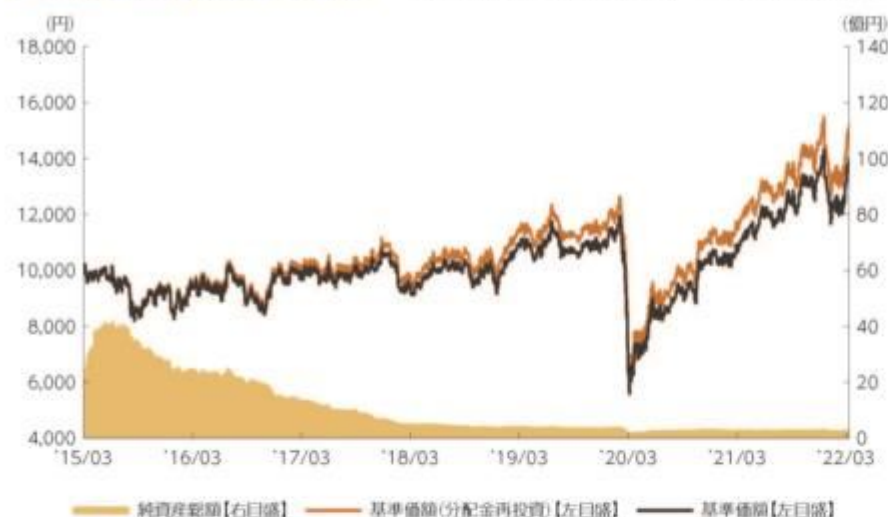
- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から3月31日までの収益率を表示
- ・ファンド内にベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

為替ヘッジなし

■基準価額・純資産の推移

2015年3月20日(設定日)～2022年3月31日



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	13,991円
純資産総額	3.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年 3月	10円
2022年 2月	10円
2022年 1月	10円
2021年 12月	10円
2021年 11月	10円
2021年 10月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	810円

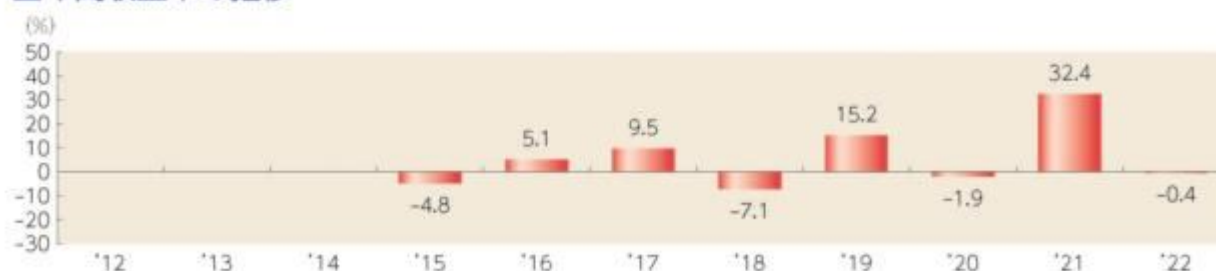
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	租入上位銘柄	比率
外国リート	98.3%	1 GOODMAN GROUP	30.5%
		2 SCENTRE GROUP	10.4%
		3 CHARTER HALL GROUP	8.6%
		4 MIRVAC GROUP	5.9%
		5 DEXUS/AU	5.7%
		6 GPT GROUP	5.1%
		7 STOCKLAND	4.0%
		8 NATIONAL STORAGE REIT	3.6%
コールローン他 (負債控除後)	1.7%	9 CHARTER HALL LONG WALE REIT	3.3%
合計	100.0%	10 SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	3.3%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2015年は設定日から年末までの、2022年は年初から3月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ルクセンブルグの銀行の休業日およびその前営業日

オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日

シドニーの銀行の休業日およびその前営業日

12月23日

12月24日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算

型）」

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ルクセンブルクの銀行の休業日およびその前営業日

オーストラリア証券取引所の休業日およびその前営業日

シドニーの銀行の休業日およびその前営業日

12月23日

12月24日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の

解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2025年3月14日まで（2015年3月20日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月16日から翌月15日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、「三菱ＵＦＪ／マッコーリー オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）」は、投資対象とする外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け

出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年9月16日から令和4年3月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,454,429	20,007,084
投資信託受益証券	1,924,475,154	1,587,979,897
親投資信託受益証券	11,498,871	11,498,871
未収入金	1,900,000	18,800,000
流動資産合計	1,968,328,454	1,638,285,852
資産合計	1,968,328,454	1,638,285,852
負債の部		
流動負債		
未払金	100,000	-
未払収益分配金	16,364,127	14,378,893
未払解約金	6,152,419	18,735,624
未払受託者報酬	44,255	34,536
未払委託者報酬	1,717,104	1,339,956
未払利息	32	3
その他未払費用	5,301	4,135
流動負債合計	24,383,238	34,493,147
負債合計	24,383,238	34,493,147
純資産の部		
元本等		
元本	5,454,709,006	4,792,964,618
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,510,763,790	3,189,171,913
（分配準備積立金）	504,305,126	515,874,311
元本等合計	1,943,945,216	1,603,792,705
純資産合計	1,943,945,216	1,603,792,705
負債純資産合計	1,968,328,454	1,638,285,852

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日	当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日
営業収益		
受取配当金	224,727,456	189,424,834
受取利息	16	35
有価証券売買等損益	71,214,636	196,420,091
営業収益合計	295,942,108	6,995,222
営業費用		
支払利息	1,430	1,266
受託者報酬	283,142	248,618
委託者報酬	10,985,629	9,646,434
その他費用	33,917	29,778
営業費用合計	11,304,118	9,926,096
営業利益又は営業損失（ ）	284,637,990	16,921,318
経常利益又は経常損失（ ）	284,637,990	16,921,318
当期純利益又は当期純損失（ ）	284,637,990	16,921,318
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,141,010	571,610
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,510,821,929	3,510,763,790
剰余金増加額又は欠損金減少額	904,967,026	493,243,599
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	904,967,026	493,243,599
剰余金減少額又は欠損金増加額	82,687,023	62,530,788
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	82,687,023	62,530,788
分配金	103,718,844	91,628,006
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,510,763,790	3,189,171,913

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
１．期首元本額	6,703,775,005円	5,454,709,006円
期中追加設定元本額	126,320,650円	96,246,448円
期中一部解約元本額	1,375,386,649円	757,990,836円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,510,763,790円	3,189,171,913円
３．受益権の総数	5,454,709,006口	4,792,964,618口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日	当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日																																				
1. 分配金の計算過程 第73期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月15日	1. 分配金の計算過程 第79期 令和 3年 9月16日 令和 3年10月15日																																				
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>41,906,015円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>372,270,996円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>485,648,620円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>899,825,631円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	41,906,015円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	372,270,996円	分配準備積立金額	D	485,648,620円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	899,825,631円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>30,098,447円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>320,186,598円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>495,947,908円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>846,232,953円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	30,098,447円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	320,186,598円	分配準備積立金額	D	495,947,908円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	846,232,953円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	41,906,015円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	372,270,996円																																			
分配準備積立金額	D	485,648,620円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	899,825,631円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	30,098,447円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	320,186,598円																																			
分配準備積立金額	D	495,947,908円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	846,232,953円																																			

前期			当期		
自 令和 3年 3月16日			自 令和 3年 9月16日		
至 令和 3年 9月15日			至 令和 4年 3月15日		
当ファンドの期末残存口数	F	6,444,502,038口	当ファンドの期末残存口数	F	5,378,772,976口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,396円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,573円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,333,506円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,136,318円
第74期			第80期		
令和 3年 4月16日			令和 3年10月16日		
令和 3年 5月17日			令和 3年11月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,294,659円	費用控除後の配当等収益額	A	30,349,320円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	338,749,205円	収益調整金額	C	314,232,905円
分配準備積立金額	D	459,120,974円	分配準備積立金額	D	496,862,517円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	834,164,838円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	841,444,742円
当ファンドの期末残存口数	F	5,835,546,134口	当ファンドの期末残存口数	F	5,254,779,964口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,429円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,601円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,506,638円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,764,339円
第75期			第81期		
令和 3年 5月18日			令和 3年11月16日		
令和 3年 6月15日			令和 3年12月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,342,835円	費用控除後の配当等収益額	A	30,220,438円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	330,664,617円	収益調整金額	C	309,575,278円
分配準備積立金額	D	462,546,806円	分配準備積立金額	D	500,220,049円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	828,554,258円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	840,015,765円
当ファンドの期末残存口数	F	5,666,730,874口	当ファンドの期末残存口数	F	5,152,973,193口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,462円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,630円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,000,192円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,458,919円
第76期			第82期		
令和 3年 6月16日			令和 3年12月16日		
令和 3年 7月15日			令和 4年 1月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,945,092円	費用控除後の配当等収益額	A	28,879,599円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	328,545,514円	収益調整金額	C	305,494,193円
分配準備積立金額	D	472,865,628円	分配準備積立金額	D	504,423,885円

前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日			当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	835,356,234円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	838,797,677円
当ファンドの期末残存口数	F	5,594,908,294口	当ファンドの期末残存口数	F	5,060,813,518口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,493円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,657円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,784,724円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,182,440円
第77期 令和 3年 7月16日 令和 3年 8月16日			第83期 令和 4年 1月18日 令和 4年 2月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,968,279円	費用控除後の配当等収益額	A	28,440,437円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	329,045,889円	収益調整金額	C	297,543,640円
分配準備積立金額	D	486,885,876円	分配準備積立金額	D	500,450,208円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	847,900,044円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	826,434,285円
当ファンドの期末残存口数	F	5,576,552,496口	当ファンドの期末残存口数	F	4,902,365,792口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,520円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,685円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,729,657円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,707,097円
第78期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月15日			第84期 令和 4年 2月16日 令和 4年 3月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,792,012円	費用控除後の配当等収益額	A	29,381,908円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	323,260,192円	収益調整金額	C	292,858,392円
分配準備積立金額	D	489,877,241円	分配準備積立金額	D	500,871,296円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	843,929,445円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	823,111,596円
当ファンドの期末残存口数	F	5,454,709,006口	当ファンドの期末残存口数	F	4,792,964,618口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,547円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,717円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,364,127円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,378,893円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日	当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	12,738,316	21,658,483
親投資信託受益証券	—	—
合計	12,738,316	21,658,483

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
1口当たり純資産額	0.3564円	0.3346円
(1万口当たり純資産額)	(3,564円)	(3,346円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	A M P オーストラリア リート ファンド	661,934.09	1,587,979,897	
投資信託受益証券 合計		661,934.09	1,587,979,897	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	11,293,333	11,498,871	
親投資信託受益証券 合計		11,293,333	11,498,871	
合計		11,955,267.09	1,599,478,768	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,327,983	1,409,422
親投資信託受益証券	301,438,095	281,053,417
未収入金	-	600,000
流動資産合計	303,766,078	283,062,839
資産合計	303,766,078	283,062,839
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	244,773	227,339
未払解約金	108	-
未払受託者報酬	10,951	9,498
未払委託者報酬	385,982	334,763
未払利息	2	-
その他未払費用	975	845
流動負債合計	642,791	572,445
負債合計	642,791	572,445
純資産の部		
元本等		
元本	244,773,723	227,339,313
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	58,349,564	55,151,081
（分配準備積立金）	60,737,804	80,665,021
元本等合計	303,123,287	282,490,394
純資産合計	303,123,287	282,490,394
負債純資産合計	303,766,078	283,062,839

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日	当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日
営業収益		
受取利息	2	1
有価証券売買等損益	49,605,466	4,775,322
営業収益合計	49,605,468	4,775,323
営業費用		
支払利息	155	133
受託者報酬	66,607	65,812
委託者報酬	2,347,962	2,319,508
その他費用	5,932	5,860
営業費用合計	2,420,656	2,391,313
営業利益又は営業損失（ ）	47,184,812	2,384,010
経常利益又は経常損失（ ）	47,184,812	2,384,010
当期純利益又は当期純損失（ ）	47,184,812	2,384,010
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	490,736	1,881
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,564,580	58,349,564
剰余金増加額又は欠損金減少額	432,608	2,148,665
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	432,608	2,148,665
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,814,256	6,324,128
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,814,256	6,324,128
分配金	1,527,444	1,405,149
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	58,349,564	55,151,081

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
１．期首元本額	277,724,345円	244,773,723円
期中追加設定元本額	2,802,837円	6,389,880円
期中一部解約元本額	35,753,459円	23,824,290円
２．受益権の総数	244,773,723口	227,339,313口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日	当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日																																				
1.運用に係る権限を委託するための費用 「AMP オーストラリアREITマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の44以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「AMP オーストラリアREITマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の44以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																				
2.分配金の計算過程 第73期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月15日	2.分配金の計算過程 第79期 令和 3年 9月16日 令和 3年10月15日																																				
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>400,450円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,467,059円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>53,059,161円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>56,926,670円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	400,450円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	3,467,059円	分配準備積立金額	D	53,059,161円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	56,926,670円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>684,540円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>8,948,066円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,813,196円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>60,224,762円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>73,670,564円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	684,540円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,948,066円	収益調整金額	C	3,813,196円	分配準備積立金額	D	60,224,762円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,670,564円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	400,450円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	3,467,059円																																			
分配準備積立金額	D	53,059,161円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	56,926,670円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	684,540円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,948,066円																																			
収益調整金額	C	3,813,196円																																			
分配準備積立金額	D	60,224,762円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,670,564円																																			

前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日			当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日		
当ファンドの期末残存口数	F	269,546,263口	当ファンドの期末残存口数	F	243,790,557口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,111円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,021円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	269,546円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	243,790円
第74期 令和 3年 4月16日 令和 3年 5月17日			第80期 令和 3年10月16日 令和 3年11月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,774円	費用控除後の配当等収益額	A	49,519円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,745,990円
収益調整金額	C	3,468,950円	収益調整金額	C	3,708,260円
分配準備積立金額	D	51,700,181円	分配準備積立金額	D	66,712,435円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	55,198,905円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	77,216,204円
当ファンドの期末残存口数	F	262,357,279口	当ファンドの期末残存口数	F	233,687,771口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,103円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,304円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	262,357円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	233,687円
第75期 令和 3年 5月18日 令和 3年 6月15日			第81期 令和 3年11月16日 令和 3年12月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	105,174円	費用控除後の配当等収益額	A	45,490円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,913,220円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,211,965円
収益調整金額	C	3,412,199円	収益調整金額	C	3,839,609円
分配準備積立金額	D	49,617,726円	分配準備積立金額	D	73,195,858円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	62,048,319円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	87,292,922円
当ファンドの期末残存口数	F	253,100,310口	当ファンドの期末残存口数	F	233,845,467口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,451円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,732円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	253,100円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	233,845円
第76期 令和 3年 6月16日 令和 3年 7月15日			第82期 令和 3年12月16日 令和 4年 1月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,548,982円	費用控除後の配当等収益額	A	1,090,234円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,484,464円	収益調整金額	C	5,118,707円
分配準備積立金額	D	57,267,590円	分配準備積立金額	D	82,759,265円

前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日			当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,301,036円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,968,206円
当ファンドの期末残存口数	F	248,739,541口	当ファンドの期末残存口数	F	235,971,795口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,504円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,770円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	248,739円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	235,971円
第77期 令和 3年 7月16日 令和 3年 8月16日			第83期 令和 4年 1月18日 令和 4年 2月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	339,932円	費用控除後の配当等収益額	A	55,184円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,576,277円	収益調整金額	C	5,298,961円
分配準備積立金額	D	58,524,154円	分配準備積立金額	D	81,405,741円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	62,440,363円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,759,886円
当ファンドの期末残存口数	F	248,929,688口	当ファンドの期末残存口数	F	230,517,576口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,508円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,763円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	248,929円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	230,517円
第78期 令和 3年 8月17日 令和 3年 9月15日			第84期 令和 4年 2月16日 令和 4年 3月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,254,109円	費用控除後の配当等収益額	A	899,118円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,109,171円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,547,847円	収益調整金額	C	5,355,851円
分配準備積立金額	D	57,619,297円	分配準備積立金額	D	79,993,242円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	64,530,424円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,248,211円
当ファンドの期末残存口数	F	244,773,723口	当ファンドの期末残存口数	F	227,339,313口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,636円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,793円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	244,773円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	227,339円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 3月16日 至 令和 3年 9月15日	当期 自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	10,064,267	8,148,918
合計	10,064,267	8,148,918

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 3年 9月15日現在]	当期 [令和 4年 3月15日現在]
1口当たり純資産額	1.2384円	1.2426円
(1万口当たり純資産額)	(12,384円)	(12,426円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	----	-----	----

親投資信託受益証券	A M P オーストラリア R E I T マザーファンド	187,331,479	281,053,417	
合計		187,331,479	281,053,417	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 4年 3月15日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	322,469,595
現先取引勘定	1,399,999,798
流動資産合計	1,722,469,393
資産合計	1,722,469,393
負債の部	
流動負債	
未払解約金	186,670
未払利息	59
流動負債合計	186,729
負債合計	186,729
純資産の部	
元本等	
元本	1,691,536,858
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	30,745,806
元本等合計	1,722,282,664
純資産合計	1,722,282,664
負債純資産合計	1,722,469,393

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年 3月15日現在]
1. 期首	令和 3年 9月16日
期首元本額	1,359,413,017円
期中追加設定元本額	412,554,235円
期中一部解約元本額	80,430,394円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	495,186,147円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> （毎月分配型）	3,683,862円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> （毎月分配型）	2,590,474円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> （毎月分配型）	111,354円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> （毎月分配型）	9,893,887円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> （毎月分配型）	24,765,135円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> （毎月分配型）	282,290円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> （毎月分配型）	1,074,934円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	48,725,981円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> （毎月分配型）	89,620円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> （毎月分配型）	1,033,322円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> （毎月分配型）	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	10,715,809円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	1,378,553円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> （毎月分配型）	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース> （毎月分配型）	123,415円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> （毎月分配型）	3,857,128円

	[令和 4年 3月15日現在]
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	2,016,707円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,145,161円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	16,341,949円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）	953,994円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）	642,729円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	93,715,242円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	7,489,236円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	3,947,842円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	4,289,171円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（毎月分配型）	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（年2回分配型）	30,649円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（年2回分配型）	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）	69,757円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	10,814円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（年2回分配型）	278,281円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	665,580円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	1,149,232円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	491,449円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	3,307,993円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（年1回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	3,156,977円

	[令和 4年 3月15日現在]
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	7,196,270円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,491,640円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	3,517,041円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	845,131円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	1,016,827円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（毎月分配型）	5,114,733円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（年2回分配型）	1,528,278円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（年2回分配型）	2,664,317円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（年2回分配型）	215,434円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	490,224円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（年2回分配型）	175,974円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（年2回分配型）	213,510円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（年2回分配型）	345,928円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA>	39,296,151円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドB>	1,355,231円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（毎月決算型）	2,178,993円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	5,411,821円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（年1回決算型）	1,020,693円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	354,513円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	1,628,892円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	5,812,610円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	8,124,755円

	[令和 4年 3月15日現在]
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年1回決算型）	2,990,177円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	8,478,079円
PIMCO インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年2回分配型）	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年2回分配型）	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	13,122,469円
PIMCO インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）	1,616,484円
三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム（毎月決算型）	5,899,118円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（毎月分配型）	4,433,586円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（年2回分配型）	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	20,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜円インカム＞（年2回分配型）	10,795円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	511,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜米ドルインカム＞（年2回分配型）	177,761円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	368,276円
PIMCO 米国バンクローンファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）	89,371円
三菱ＵＦＪ リート不動産株ファンド＜米ドル投資型＞（3ヵ月決算型）	3,063,931円
三菱ＵＦＪ リート不動産株ファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）	6,324,266円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	643,093,071円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
スマート・プロテクター９０オープン	981,933円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	89,287円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	138,420円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	1,453,944円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年2回決算型）	6,675,966円

	[令和 4年 3月15日現在]
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> （毎月決算型）	2,474,981円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> （年2回決算型）	9,376,245円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年1回決算 型）	169,198円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年1回決算 型）	87,384円
わたしの未来設計<安定重視型>（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計<安定重視型>（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インバクト投資ファンド	9,821円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示 型）	9,822円
ベイリー・ギフォード インバクト投資ファンド（予想分配金提示 型）	9,822円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983円
三菱ＵＦＪ インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
三菱ＵＦＪ / AMP オーストラリアREITファンド<Wプレミ アム>（毎月決算型）	11,293,333円
マネーブルファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	9,876,667円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジ なし）	10,766,608円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジ あり）	9,187,206円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	3,987,431円
三菱ＵＦＪ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	41,131,411円
合計	1,691,536,858円
2. 受益権の総数	1,691,536,858口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 3月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年 3月15日現在]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

A M P オーストラリア R E I T マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 4年 3月15日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	33,748,982
コール・ローン	31,400,983
投資証券	2,178,456,779
派生商品評価勘定	275,264
未収入金	49,185,709
未収配当金	10,486,348
流動資産合計	2,303,554,065
資産合計	2,303,554,065
負債の部	
流動負債	
未払解約金	62,760,000

[令和 4年 3月15日現在]

未払利息	5
流動負債合計	62,760,005
負債合計	62,760,005
純資産の部	
元本等	
元本	1,493,569,085
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	747,224,975
元本等合計	2,240,794,060
純資産合計	2,240,794,060
負債純資産合計	2,303,554,065

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年 3月15日現在]
1. 期首	令和 3年 9月16日
期首元本額	1,751,509,363円
期中追加設定元本額	245,220,849円
期中一部解約元本額	503,161,127円
元本の内訳	
オーストラリア好利回り3資産バランス（年2回決算型）	1,297,427,256円
オーストラリア好利回り3資産バランス＜為替ヘッジあり＞（年2回決算型）	8,810,350円
三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	187,331,479円
合計	1,493,569,085円
2. 受益権の総数	1,493,569,085口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 9月16日 至 令和 4年 3月15日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 3月15日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年 3月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	107,862,583
合計	107,862,583

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 4年 3月15日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	54,681,280	—	54,406,016	275,264
合計		54,681,280	—	54,406,016	275,264

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年 3月15日現在]
1口当たり純資産額	1.5003円
(1万口当たり純資産額)	(15,003円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
オーストラリアドル	投資証券	ABACUS PROPERTY GROUP	111,106	385,537.82	
		ARENA REIT	85,272	420,390.96	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	188,295	555,470.25	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	144,444	567,664.92	
		CHARTER HALL GROUP	141,967	2,207,586.85	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	151,971	785,690.07	
		DEXUS/AU	134,326	1,426,542.12	
		GOODMAN GROUP	366,252	8,009,931.24	
		GPT GROUP	247,609	1,205,855.83	
		HEALTHCO REIT	220,045	427,987.52	
		HOME CONSORTIUM LTD	122,439	805,648.62	
		HOMEEO DAILY NEEDS REIT	389,284	529,426.24	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	100,343	527,804.18	
		MIRVAC GROUP	638,052	1,569,607.92	
		NATIONAL STORAGE REIT	353,620	901,731.00	
		RURAL FUNDS GROUP	50,791	141,198.98	
		SCENTRE GROUP	916,515	2,740,379.85	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	299,583	868,790.70	
		STOCKLAND	254,731	1,054,586.34	
		VICINITY CENTRES	281,514	494,057.07	
オーストラリアドル合計			5,198,159	25,625,888.48 (2,178,456,779)	
合計				2,178,456,779 (2,178,456,779)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	投資証券 20銘柄	100.00%	100.00%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 ４年 ３月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,729,700,643
負債総額	6,474,956
純資産総額（ - ）	1,723,225,687
発行済口数	4,739,755,799口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.3636
（10,000口当たり）	（3,636）

【三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 ４年 ３月31日現在

（単位：円）

資産総額	315,525,637
負債総額	214,420
純資産総額（ - ）	315,311,217
発行済口数	225,370,984口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.3991
（10,000口当たり）	（13,991）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 ４年 ３月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,763,365,161
負債総額	194
純資産総額（ - ）	1,763,364,967
発行済口数	1,731,885,013口

1口当たり純資産価額（ / ）	1.0182
（ 10,000口当たり ）	（ 10,182 ）

AMP オーストラリアREITマザーファンド

純資産額計算書

令和 4年 3月31日現在

（単位：円）

資産総額	2,488,298,588
負債総額	19,161,037
純資産総額（ - ）	2,469,137,551
発行済口数	1,459,618,231口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6916
（ 10,000口当たり ）	（ 16,916 ）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2022年3月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年 3月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	902	19,898,902
追加型公社債投資信託	16	1,365,892
単位型株式投資信託	91	421,250
単位型公社債投資信託	52	183,921
合 計	1,061	21,869,965

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978

固定資産

有形固定資産

建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184

投資その他の資産

投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417

固定資産合計

27,563,734 29,580,307

資産合計

97,802,752 103,463,286

(単位：千円)

第35期
(令和2年3月31日現在)第36期
(令和3年3月31日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027

賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

支払手数料	2	27,106,451	2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費		-		8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入	-	16,395
事務過誤費	3,483	-
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932

営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超	—	709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-

資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期（令和2年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期（令和3年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
----	---------	-------------	-------------

株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							取引銀行 コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
１株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
１株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して
おりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

第37期中間会計期間 （令和3年9月30日現在）		
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金		48,742,270
有価証券		1,291,000
前払費用		682,143
未収入金		166,605
未収委託者報酬		15,228,560
未収収益		694,402
金銭の信託		5,301,000
その他		226,759
流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	527,772
器具備品	1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		

投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927

固定負債

長期未払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215

負債合計

18,904,143

(純資産の部)

株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712

利益剰余金

利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		23,330,110

利益剰余金合計 30,670,700

株主資本合計 77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更 による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,621,178	3,621,178	3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	449,534	449,534	449,534
当中間期変動額合計	449,534	449,534	4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的影響額に従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

第37期中間会計期間 （令和3年9月30日現在）	
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

第37期中間会計期間 （自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）	
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 709,808千円

1年超	354,904千円
合 計	1,064,712千円

（金融商品関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	-
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	-
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	-
資産計	21,504,098	21,504,098	-

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	5,301,000	-	5,301,000
資産計	-	5,301,000	-	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小 計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,493,209	3,588,600	95,390
	小 計	3,493,209	3,588,600	95,390
合 計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額(千円)	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,479,644
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2021年９月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2021年９月末現在)	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円 (2021年12月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円 (2021年12月10日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）再委託先

名称：マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド

資本金の額：245.7百万豪ドル（2021年12月末現在）

事業の内容：資産運用に関する業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先：委託会社からマザーファンドの不動産投資信託証券等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年3月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年10月29日	臨時報告書
2021年12月14日	有価証券届出書の訂正届出書
2021年12月14日	有価証券報告書
2022年 1月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年４月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）の令和３年９月16日から令和４年３月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）の令和４年３月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和４年４月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）の令和３年９月16日から令和４年３月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）の令和４年３月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃印
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也印
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。